

# 参議院法務委員会議録第十一号

第一百四十五回

平成十一年五月十三日(木曜日)  
午前十時一分開会

委員の異動

五月十日

辞任

松村  
龍二君

補欠選任  
服部三男雄君

五月十二日

辞任

有馬  
朗人君

補欠選任  
日出  
英輔君

五月十三日

辞任

竹山  
裕君

補欠選任  
保坂  
三藏君

出席者は左のとおり。

委員長

理 事  
荒木 清寛君

本日の会議に付した案件

鈴木 正孝君

服部三男雄君  
円 より子君

大森 礼子君

平野 貞夫君

阿部 正俊君

井上 裕君

岡野 岸 宏一君

吉川 海野 千葉 横井 薫科

日出 吉川 海野 千葉 横井 薫科

竹山 芳男君 景子君

岸 充君 徹君

日出 吉川 海野 千葉 横井 薫科

○委員長(荒木清寛君) ただいまから法務委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。

去る十日、松村龍二君が委員を辞任され、その

補欠として服部三男雄君が選任されました。

また、昨十二日、角田義一君、有馬朗人君及び

竹山裕君が委員を辞任され、その補欠として櫻井

橋本 敦君  
福島 瑞穂君  
中村 敦夫君

衆議院議員  
修正案提出者  
山本 幸三君

政府委員  
國務大臣 法務大臣  
警察庁刑事局長  
警備室警備局長  
法務大臣官房司  
法法制調査部長  
兼内閣審議官  
法務省刑事局長  
法務省入国管理  
事務局側

林 金重  
則清君  
凱之君  
房村 精一君  
竹中 繁雄君  
松尾 邦弘君  
吉岡 恒男君

陣内 孝雄君

橋本 敦君  
福島 瑞穂君  
中村 敦夫君

充君、日出英輔君及び保坂三藏君が選任されました。  
また、本日、保坂三藏君が委員を辞任され、その補欠として岸宏一君が選任されました。

○委員長(荒木清寛君) 理事の補欠選任についてお詰りいたします。  
理事の異動に伴い、現在理事が一名欠員となつておりますので、その補欠選任を行いたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕  
○委員長(荒木清寛君) 御意義ないと認めます。  
それでは、理事に服部三男雄君を指名いたします。  
○委員長(荒木清寛君) 御意旨であります。  
それでは、理事会に服部三男雄君を指名いたします。

○委員長(荒木清寛君) 外国人登録法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○法案(内閣提出)

○司法制度改革審議会設置法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(荒木清寛君) ただいまから法務委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。

去る十日、松村龍二君が委員を辞任され、その

補欠として服部三男雄君が選任されました。

また、昨十二日、角田義一君、有馬朗人君及び

竹山裕君が委員を辞任され、その補欠として櫻井

か。ちょっとと通告なしで大変恐縮ですけれども、  
おわかりであれば御説明をお願いしたいと思いま  
す。

○政府委員(竹中繁雄君) 今度のコソボ周辺諸国  
に避難しておりますコソボ出身のユーロスラビ  
ア人一家五名に対しまして、親族訪問を目的で五  
月十二日に入国を認めた事実がございます。

○千葉景子君 親族訪問での短期の入国というの  
は、当然通常でもあり得ることであろうかという  
ふうに思うんですけども、今回のケースは、全  
く通常ベースといいましょうか、そういう形で行  
われたものなのでしょうか。それとも一定の国際  
的な協力といいましょうか、人道上のそういうこ  
とも配慮に入れ、そしてそういう全体の一環とし  
てこの五名の入国というのが位置づけられている  
のでしょうか。その点については基本的には法務  
省で判断をされるということですが、そこで  
通常どおりされたものか、それとも政府全体とし  
て、特別な全体の形の中で決定をされたものなの  
でしょうか。

○政府委員(竹中繁雄君) 今回につきましては、  
コソボから避難している親族を呼び寄せたいとい  
うことを言っております在日ユーゴスラビア人か  
らの要請があつたことから、親族訪問目的で入国  
を認めたということをございます。これはあくま  
でも個別のケースでござります。

したがいまして、今回は、日本国政府としてコ  
ソボ難民の受け入れを決定したというふうなこと  
の一環ということではございません。

○千葉景子君 ちょっとと実情などをまた詳しく述べ  
聞きすることがあるかと思いますが、冒頭確認だけさせていただきました。

それでは、きょうは入管法に関連をして、中心  
にお伺いをさせていただきたいというふうに思つております。

今回の改正につきましては、基本的には、もう既に議論はされておりますけれども、新しく不法に滞在をしていることを処罰するというのが一点ござります。あとは、退去強制後の入国についてはその期間を一年から五年に延ばすということですね。それから、再入国許可については一定の緩和が認められたということがございます。

員は五千四百三十五人でありまして、これを平成九年中の刑法犯検挙人員の総数である三十一万三千五百七十三人で除した数が先生今御指摘の一・七%という数字で出てくるわけであります。

そういうのがありますけれども、それを除いても三百万近い数は短期滞在者などで入つてきている。そういうものをやっぱりプラスして母数を考えないと、外国人の犯罪率が高いという数字が出てくるのではないかというふうに思いますが、そこは統計上そういう出し方はされておられませんですか。

ている、こういうことも含めて考えますと、そしてそれと犯罪の数、これを除してみると、おおよそ犯罪率というのは日本の国内、日本人の犯罪率とそれほど極端に変わるものではないのではないかというふうに思うんです。先ほど八十五万人、百万人、それに短期滞在などを含めますと日本の総人口の、人口と言つてしまいますけれども、一・七五、一・五%以上くらいの母数になるのではないかと思うんですよ、日本に現実に一時期滞在をしている数というのは、そういうなりますと、よく数字で出てきますけれど

して、その外国人の犯罪の実情というのが一体どうなっているかということにつきましては、これも議論が既にござりますけれども、やはり日本の国内、日本人に比して決して少ないわけではないということとも指摘をされています。この数なんですが、こういうことが言わ

おるわけであります。  
この百十二万七千七百四十二人というのを平成九年十月一日現在の我が国の満十四歳以上の総人口である一億八百三十一万人で除した数が一となる、そういう形で計算をしておるわけでございます。

れているわけです。日本の総人口に占める来日外国人の構成比というのはおよそ一%、そして、それに対して来日外国人の検挙人員は日本人の一・七%。人口は一%なんだけれども犯罪率としては一・七%ということは、日本人に比べて犯罪を犯すことが多いのではないか、こういう数字になつてゐるわけですね。

○千葉景子君 この母体となる数の中には不法滞在者は含まれるということですね。短期滞在などで入国をしている方々の数は含まれておりますか。

○政府委員(林則清君) 人口の中に短期滞在は含めておりません。そして、来日外国人の方には一応含む形でカウントしております。

ただ、改めて考えてみると、この来日外国人というのが一体どこまでを含んだ数字なのか、ちょっとそこを改めて確認させていただきたいと、いうふうに思うんです。この来日外国人の数とい

○千葉景子君 そのところだと思うんです。要するに、犯罪検挙をされる数の方は必ずしも人口に含まれる人々ばかりではなくて、例えば短期で滞在をしている、入国をしているという中にも犯

うのははどういうところまでを含めた数字なんでしょうね。まずお尋ねをしたいと思います。

○政府委員(林則清君)　ただいまのお尋ねの点でございますけれども、私ども、これを計上します際に来日外国人といふにカウン特しております。すのは、我が国においてになる外国人の方から定着居住者、永住者等の方、それから在日米軍関係者及び在留資格不明の方、国籍は不明であるが

罪が発生というのはあり得るわけです。そうすると、犯罪の数の方は短期滞在が含まれている、そして人口の方は人口という意味で短期滞在者などは含まれていないとことになりますと、比率を出す上で、片方は短期滞在も含まれる、母数の方は含まれないということになりますと、当然率は上がるわけですね、母数が小さくなるわけですから。

明らかに日本人でない、こういう者を除いたものを来日外国人というふうに言つておりますと、平成九年中のこれら来日外国人による刑法犯検挙人

この点についてはどうでしょう。短期滞在はおよそ考へても三百五十万ぐらい出入りがあるかと思うんです。そのうち十四歳未満がどの程度か

○千葉景子君 ただ、ある意味ではこの法案の背景に、外国人の犯罪がどういう実態にあるのかといふことがやはり基盤になるわけですね。そうすると、そこを統計上配慮して、そういう母数が違いますとか、あるいは統計のとり方が犯罪を見るときと人□を見るときは異なっておりますといふことを明確にした上で数字を使いませんと、あたかも外国人の犯罪が多いのかの形で数字があらわれてしまう、そういうことにならうかというふうに思うんです。

私がおおよそ考えますには、人□ということではなくて日本に滞在をする外国人という形で考えますと、外国人登録をしている、これは滞在をすることの意味ではないかどうか別として不法に滞在をしたりしている、あるいは短期間で出入りをし

○千葉景子君 そういう数字があるということですね。  
それから来日外国人刑法犯、これは数、それからその犯罪の罪名、これについてはどんな傾向があるのでしょうか。  
○政府委員(林則清君) 来日外国人による刑法犯の検挙件数につきまして過去五年間の推移を見てみますと、年々増加を続けておりまして、平成十一年は二万一千六百八十九件ということでございまして、平成六年の一萬三千三百一十一件に比べますと約六三%増加をいたしております。  
これを罪種別に見ますと、殺人や強盗等の凶悪犯は、年によつて増減はございますが、平成十年の検挙件数は二百二十二件で、前年に比べまして

外国人のうち、不法入国者数は当然のことながら不明でありますし、それから短期滞在の外国人登録を要しない方については、時点を限った計上が困難でありますので、計上していない。  
そういうことで、まさに先生御指摘のような観点は十分持ち合わせなきやいけないとは思うでござりますけれども、今のところ我々としては、厳密にそういう意味で両者の数字というのは違うのでありますけれども、できるだけ犯罪の実態を見たいものですから、犯罪実態にできるだけ即したものを作出せるようについての観点から一つの指標としてこういう数字を用いておるということございます。

○千葉景子君 ただ、ある意味ではこの法案の背景に、外国人の犯罪がどういう実態にあるのかといふことがやはり基盤になるわけですね。そうすると、そこを統計上配慮して、そういう母数が違

も、来日外国人の人口は確かに $1\%$ という統計をとるんだと思うんですけども、犯罪を起こす母体としてはやはり一・七、一・五以上の母数。そうすると、検挙人員が先ほどありましたように一・七%ということであってもそんなに日本の社会と極端に外国人の部分が異なっているわけではないということにならうかと思うんですけども、こういう見方をしておかしいですか。

○政府委員(林則清君) なかなか統計のとり方、大変いろいろと難しい問題があるというのは御指摘のとおりでありますので、私ども先生の御指摘も十分踏まえながらなるべく実態に即した統計値が出るような用いの方を、まだ工夫できるところがあれば考えてみたい、かように思います。

○千葉景子君 そういう数字があるということですね。

それから来日外国人刑法犯、これは数、それか

二二一%増加しており、ここ五年間においては最高になつておる。

一方、殺傷犯が年々増加傾向にございまして、平成六年の一万百二十件から平成十年には一万九千七十八件ということで、八九%の増加を見せております。

そのほか、偽造記録の発見などもござりますとか  
欺、偽造等の知能犯も、多少の起伏はござります  
けれども、全体としては増加傾向にあるという状  
況でございます。

悪な犯罪というのは増減があるということですが、窃盗が極めて増加しているということがわかるのではないかというふうに思うんです。ですから、犯罪がふえているというときも、これもやはりどういう種類の犯罪がふえているのかといふとも十分考慮していかなければいけないというふうに思つんです。

さらに国別、地域でもよろしいのですけれども、これではどういう傾向があらわれているのでしょうか。

○政府委員（林則清君） 平成十年中の来日外国人の刑法犯の検挙状況を見てみますと、地域別では

やはりアジアの国の刑法犯の検挙人員が四千四十人ということで、来日外国人検挙人員全体の七五%を占めて、極めて高い割合となつております。

中国が二千二百八十一人ということで最も多い。次いで韓国、朝鮮が五百四十八人、ブラジルが五百三十六人、ベトナムが三百四十人、フィリピンが三百六十九人の順となっておりまして、目立ちますのは、ペトナム人の検挙人員が平成六年には百九十八人でありましたのが平成十年には三百四十五人と、非常に増加の傾向が強いというのが特徴であります。

八人と最も多いということで、来日外国人犯罪の多くを占めていますが、一方で凶悪犯について見ますと、先ほども申し上げましたが、検挙件数二百二十八条、人員一百五十一名ということで、過去五年間で最高になつております。

傾向ということでござりますけれども、最近一番著しいのが、犯罪が組織化しているということが挙げられまして、平成十年には共犯事件が九千三百四十九件ということことで、全体の四三%を共犯事件が占める。これは、平成六年の共犯事件が三千六百九十一件、約二八%でありますものが、ここのことこへ来て共犯事件が非常に増加してきてるということでありまして、このよな來日外国人犯罪が組織化されるということは、国内における不法滞在者を中心にして組織化、グループ化が進んでるというのが一方であります。

また、海外に本拠を置く犯罪組織等が我が国で活動をし始めたという点が背景にあるということでありまして、具体的には、貴金属店を対象にした広域多額窃盗事件でありますとか、あるいは旅券、外国人登録証明書等の偽造事件というものが目立つております。

なお、不法滞在者による平成十年中の刑法犯検挙件数は八千六百四十七件と、来日外国人犯罪全體の約四〇%がこの不法滞在者によるものでございます。来日外国人犯罪と言つておりますけれども、その組織化はこの不法滞在者を中心に行われておるということがうかがわれるところであります。

さらに、平成十年中の不法滞在者の刑法犯検挙人員千三百二名のうち、不法入国、不法上陸等の検挙人員は三百五十一人で、二七%となつておりますが、この人数についても、平成九年中の二三百九十六人と比べ大幅に、一九%ばかり増加しております。

全体としてはそういう状況でございます。

○千葉景子君 今数字を挙げて御説明をいただきました。いろいろな見方があろうかというふうに思ふんですね。私は、やはり非常にアジアの出身者

者、特に先ほど言つたように、ベトナムとかそういう地域の人の犯罪があえているというようなどと、それから中国あるいは韓国というようなことがあります。これを見ると、一面、日本に定住性を持つた、そういう資格で日本に滞在をしている、そういう中に非常に犯罪が多くなつてゐる。しかも、先ほども出てゐるよう、窃盗というような、やっぱり財産あるいは生活に絡む犯罪が非常にふえているのではないかというふうに思います。今おっしゃつたように、確かに不法滞在の中にも犯罪が多くなつていて、いう数字も出ようかといふうに思うんですけども、あるいは組織化といいますか、共犯関係が多くなつていて、決して特別に犯罪を目的として人国をするというようなことが多くなつていて、やつぱり日本の生活の場で、あるいは日本に定住性を持つたそういう人々の中にやむないこういう事態が生じてゐるのかなという氣もいたします。

そこで、大臣、いろいろな数字を挙げながら、それから犯罪の傾向、こういうようなものの説明を警察庁の方からいただきましたが、確定して犯罪がないわけじゃないんですね。たゞ、先ほど言つたように、数字、統計のとり方あるいは犯罪の内容等を考えますと、外国人だから非常に犯罪性があるみたいな考え方、そして、そういう思われがちないいろいろな発言や表現、こういったものにはやはり十分注意が必要なのではないか、というふうに思ふんですけれども、大臣はどういうふうに今の数字などを聞きながらお感じになられましたですか。

○國務大臣(陣内季雄君) この統計のとり方の難しさというものを改めて感じたわけでござりますが、そういう中でありますと、外国人の国内におけるさまざまな活動を表現するトスレバ、今のところ警察庁のこういう考え方、こういう数字というのはそれなりに一つの意味がある、説得力のある数字じゃないかなと思いながら伺いました。

○千葉景子君 ゼひ、どういう数字であるのか、あるいは中身がどういうことであるのかといふことなどにも十分に配慮をしたと考え方をしていただきたいというふうに思つんです。

それで、もう一つ、いつも犯罪の罰則を強化したり、あるいは新しい罪名をつくるということには、その効果というようなことがやっぱり考えられるのだろうというふうに思つんです。

例えば、一九九〇年には不法就労助長罪が導入されました。それから、一九九七年には不法人国帮助罪が導入された。これも多分こういうものができるだけ防止しよう、減らしていくということをもくろんだやはり改正であったというふうに思つんです。

ただ、実際にどうだろうかとすることを數などで調べてみますと、例えば不法就労助長罪がつくられてから三年間で不法残留というものはむしろ三倍近く増加しているんですね。それから、不法人国帮助罪が導入されましてからも不法人国者といふのが四〇%以上の増加ということになつております。重罰化したりあるいはいろいろなこういう犯罪の罰則を強化することによって効果が本当に上がつてきたんだろうかという感じがいたします。むしろ、増加をしたりあるいはどこかに潜り込んだりというようなケースをあやしただけなのではないかというふうにも思われるんです。

今回も不法滞在というものを新たに処罰するということになりますが、これまでの経過を踏まえて、今回の新たな処罰規定の導入というのがどういう意味を持つんでしようか。本当に効果が上がるかお考えなのが、これまでの経過を踏まえて、いかがですか、大臣。

○國務大臣(陣内孝雄君) 不法就労助長罪は、委員御指摘のよう、平成元年の人管法の改正により新設されたものでございますが、施行後約九年までの間、年間約三百人から五百人の間で推移しております。この不法就労助長罪の新設というの

は、不法就労助長を抑制し、ひいては不法滞在の抑止にも効果を上げているものと、このように考えております。

また、集団密航助長罪については、これについてちょっと申し上げますと、平成九年に新設され、現時点では改正の実効性を具体的に判断するということは大変困難ではありますけれども、不法人国に対する抑止にはなっているものと、このように考えております。

今回の不法在留罪の新設によりまして、平成元年及び九年の法改正と相まって不法入国等の防止に一層の効果を上げ得るものと、このように期待しておりますところでございます。

○千葉景子君 大臣は大分御期待を込めておっしゃつておられますけれども、ただ、これまでの経過などを見ますと、本当にどれだけ効果が上がるものか。それから、従来から言われておりますけれども、処罰規定があつたからと、すべてを検挙し処罰をするということも不可能なわけですね。そういうことも考えますと、いささか私は疑問である。

それと同時に、疑問である以上に、この不法滞在罪というものが極めて、前回も議論がなされておりましたけれども、犯罪の性格として、犯罪類型としてわかりにくいということが言えようかというふうに思ふんです。  
もうこれは繰り返しになりますのであれなんですけれども、これまで不法入国に対しての処罰規定はございました。それは入国をすること自体が違法だということで、後は時効が進行していくという形ですね。そのいること自体、滞在をすること自体を毎日毎日、もう瞬時瞬時を違法であるということで処罰の対象にはしてこなかつたわけです。

今度はそれを処罰しようとするんですが、不法入国ということと不法滞在というのは一体どういう点から不法滞在という行為が始まるということになるんでしようか。

それで、不法入国という処罰類型がある。そう

○政府委員(松尾邦弘君) 刑事罰の成否と適用の問題にかかわりますので、私の方からお答えをさせさせていただきます。

まず、後段の方の御質問にあります不法在留行為はいつから成立するんだろうかと、不法人行為との関連の問題が一つあらうかと思います。

ついで、後段の方の御質問にあります不法在留行

きについて申し上げますと、不法入国とい

うのは、講学上といいますか、通常刑事的な言

い方では即成犯と言われております。これは法の

予定する法益侵害が生じたことによって完成、完

了するというふうに通常定義されております。

したがいまして、この不法入国罪は旅券等を所

持せずに本邦に上陸しようということで、例えば

船で来ますと、領海に入った段階で即時に成立す

るということをございますので、その段階で既に

既遂になつているということをございます。

その次の問題ですが、じゃ、その者が、船が港

に着きました上陸し、その後例えば結果的には一

カ月後に東京で生活しているところを検挙された

それが成立するのかというのが確かに問題になり

ます。

それにつきましては、抽象的に申し上げるとい

うのはなかなか申し上げにくいわけですね。最終

的には個別事案ごとに検討されるべき事案とい

うふうには考えます。

抽象的に申し上げますと、言い方としまして

は、これも従来入管局長から御説明の中で御答弁

申し上げたことなんですが、上陸後の一時間的経

過場所的移動及び滞在の態様の変化等を総合的

に考慮して判断されるべきものであるというふう

になるわけでございます。

もうちょっと具体的に申し上げますと、例えば

すると、入国した一瞬から今度は不法滞在という行為にころつと変わっちゃう、こういう考え方な

んでしょうか。ちょっとどうしてもこの構造がいま一つはつきりしない。わかりやすく説明いた

だけますか。

○政府委員(松尾邦弘君) 刑事罰の成否と適用の問題にかかわりますので、私の方からお答えをさせさせていただきます。

まず、後段の方の御質問にあります不法在留行為の中でもまだ評価されている行為なのではないかなと私は思います、仮にそういう形を想定しますと。

ところが、この人が迎えの車に乗つてもう移動を始めた、もう入国の港からかなりたつて、時間的にも経過している。こうしたことになりま

すと、不法在留罪についてはもう着手があるとい

いますか実行行為の一部が始まつてあるといふうに見られる場合が多いのではないかと思いま

す。犯罪の成立については、大体そんなような概

念をお持ちいただければよろしいかなと思いま

す。

それからもう一点の、今回なぜ不法在留罪を設けることになつたのかということでござります

が、これについても刑事局としては犯罪を新しくつくることになりますので、入管当局と同じよう

に検討させていただきました。

確かに、刑事的な観点からいいましても、外国人

の入国情理あるいは在留管理というのはその

時々の諸情勢によつて必要な制度あるいは必要な措置、あるいは必要な刑罰法規が整えられるべき

ものだらうと思います。

従来は、短期滞在等の後不法に残留する行為に

ついては残留罪といつて設けてありました。と

ころが、不法入国する者については、入国後、こ

れは先ほど即成犯といいまして、犯罪が成立し

て、その後は時効が進行するわけでござります

が、その後の行為につきましては犯罪の対象とは

してこなかつたことはそのとおりでござります。

今回は、その後の行為も犯罪の対象にしようとい

うことでござります。

それで、なぜこううことになつたのか。やは

り一つは外国人の在留管理あるいは入国状況の変

化というのが刑事的に考えてもあるかと思いま

す。従来から入管局長がお答えしてきたと思いま

すが、不法入国あるいは不法上陸後、不法に在留するという外国人の数は、経年で見ますとやはり

推移がありまして、従来は比較的少數にとどまつ

ていたというふうに思われます。その後、むしろ短期滞在等から不法残留するケースが多かつたものですから、その対応をするということが当面の重要な國の施策だということになつたかと想定します。

それで、我が國に不法に在留する外国人とい

うのが率にしましてもかなり激増するという、場合

によつてはそういう言葉を使つてもよろしいかと

うものが急増しております。

思いますが、そういうような状況の中で、やは

りこの不法な入國とその後の在留行為も処罰の対

象にして全体としてこういう不法入

国籍を抑制する、あるいはその在留管理の適正

を期するという必要が生じてきたものと刑事局と

しても考えまして、今回の法改正で不法在留行為

についての犯罪化ということについては積極とい

うことで考え方させていただいているということで

ございます。

○千葉景子君 御説明をいただいて、まず犯罪

の成否、成立がどういう形でなるのかというの

も、犯罪の成否ですから、罪刑法定主義とい

うことをよりました処罰の対象に

うことで考え方させていただいているということで

ございます。

○千葉景子君 御説明をいただいて、まず犯罪

の成否、成立がどういう形でなるのかとい

うのを率にしましてもかなり激増するとい

うふうに思ふんです。

抽象的に申し上げますと、言い方としまして

は、これも従来入管局長から御説明の中で御答弁

申し上げたことなんですが、上陸後の一時間的経

過場所的移動及び滞在の態様の変化等を総合的

に考慮して判断されるべきものであるというふう

になるわけでございます。

もうちょっと具体的に申し上げますと、例えば

それで、なぜこうのことになつたのか。やはり一つは外国人の在留管理あるいは入国状況の変化というのが刑事的に考えてもあるかと思います。従来から入管局長がお答えしてきたと思いませんが、不法入国あるいは不法上陸後、不法に在留するという外国人の数は、経年で見ますとやはり

しあし、これはこれ以上論議をしていても多分

意見として、考え方として申し上げておきたいと  
いうふうに思います。

次に、再入国許可制度についてお尋ねをしたい  
というふうに思つんです。

くる権利として再入国許可制度を永住者あるいは特別永住者などにはもう適用しない、廃止するなどを検討すべきではないかというふうに思います  
が、大臣いかがですか。

外國へ行つて戻つてくるときに便利な証明書をつ  
要があるならば、基本的にそれに即した、改めて  
ただくんですけれども、これはそういう便利な必  
残しておき非常に便利な理由のような御説明もい

時間も限られてまいりましたので、もう一つお  
考えていただきたいと、いうふうに思います。これ  
は要望しておきます。

この再入国許可制度については、今回一定の緩和がなされました。しかし、改めて考えてみますと、規約人権委員会の意見の中でも、この問題についても大変重要な指摘がされているわけです。これは、日本で出生した在日韓国・朝鮮人のような永住者に対しても裁量による再入国許可の制度をとっているというのは、自國に戻る権利、こう

**○國務大臣（陣内孝雄君）** 再入国許可制度については、もう委員、専門家として重々御承知のこととござりますけれども、我が国に在住している外国人が一たん出国する場合には、本来在留資格を失い、再び入国するに当たり改めて上陸手続をとらなければならないということになるわけですけれども、再度我が国に入国しようとするときは、その上陸手続を簡便にするとともに、再入国した後は従前の在留資格及び在留期間等を継続させる

くればいいわけで、これをやつぱり一般の外国人、改めて入国をしてくる外国人という位置づけで、存続させておくということには、私は合理性としてまた必要性というのはもう既に欠いているのではないかというふうに思います。

聞きをいたします。  
強制退去後の入国について一年から五年に延長されようということをございます。これもいろいろな議論がございました。私はこれについても異論はござりますけれども、少なくとも私は三点問題点を指摘しておきたいというふうに思うんです。

確かに、永住者、特別永住者であっても、日本の場合には血統主義もとつておりますし、すぐれた日本の国籍というのを取得できるわけではない。外国人という国籍のない扱いになるわけですね。しかしながら、こここの指摘もありますように、日本で生まれ育ち、そしてさらにはその二世、三世というほどんど日本を母國と、母國と言うとあれだけれども、生まれ育つた自分の地域といふうに考え、それでもそれが当たり前になつてゐるような皆さんについては、本來戻るところといふべき決して外国ではなくてやつぱりこの日本だということが事実上は言えるといふうに思うんです。

ためにこの制度があるわけでございます。したがいまして、永住者または特別永住者についてもこの事情に変わりはないものと考え、再入国後はその法的地位のまま入国し引き続き在留できるという効果があることから、この制度は必要かつ合理的なものであると考えるところでございます。

なお、この制度については最高裁の判決でも是認されておるところでございます。

○千葉景子君 その必要かつ合理的というのは、私には全然理解しがたいですね。先ほど言いまして、たとえば、実態からいいましても、それからさまたな国際的な基準ということを考えてもどこが

ないですか。あるいはいろいろな制度など外国の例あるいは国際的な条約、そういうことも踏まえながら、大臣もせつからずお考えになつてみたいかがかと思いますが、どうでしょうか。

○國務大臣（陣内孝雄君） 今ドイツ連邦共和国のことをお引きになつてお話ししたいたわけですが、けれども、ドイツ連邦共和国におきましては法改正を行つたわけでござりますけれども、一九九〇年ですか、その際のポイントは、いわゆる一世及び三世などの長期在留外国人の社会への統合、すなわち帰化を促進させようというのが一つの大きなねらいであったよう私には理解しております。

た。ただ、一年ですぐ入国を認められたとか、いうと、これは別ですよ。ただ、可能性としては、そういう条件がありました。今度は五年というところになるわけですから、これは大変長い期間ですね。

一点は、今度、退去強制の手続、それからその判断、これをやっぱり厳格にきちっとまずやる必要がある。これまででは一年たてばまた入国できるから、まあいろいろあるけれども、一回出国してまた戻っていらっしゃいというよつね扱いが結構あるわけですね。こういうことは今度はできないわけですから、本当に厳格に考えていただきたい

そういうことについて、一般の外国人と同じような位置づけ、そして戻つてくるために、いわば一回出て日本に入国をするということは自分の国に戻るということではなくて日本の国にまた入ってくることと同じだよということで再入国許可申請度というのを設けているというのは、私はやはり非常に国際的な人権規約あるいは国際的な議論、指摘、こういう意味からも大変問題があるので

合理的なんだろうかということを思っています。必要なことかということですね。  
それから、ドイツなどでも血統主義をとつておるんですけども、一定の定住性のある外国人を要するにドイツの国籍を持つていなければなりません。しかしながら、いわゆる自国外へ、自国外といいますか、戻ってくる権利というものを保障するということを既に実行しているわけです。

それからまた、長期在留を目的とした外国人の規入国の制限、そしてさらに、欧洲共同体内における人の移動の円滑化、こういったものが柱になつておると理解しておるわけでございます。我が国についてどうかという貴重な御意見を見たわけですが、法務省といつたましても、先ほど御説明申し上げましたように、この制度は必要かつ合理的なものであるといふべきである。

特に、私のものにもいろいろな御評議もありましたけれども、今ビジネスの面でもいろいろな勉強の面でも、それから活動の面でも、非常に多様な活動を日本に来てされているわけです。これを一つ見ますと、就労なのか、稼いでいるんじやないかと疑われて、いや全然そういうことではない、こういう問題なども微妙なところがあるわけですね。ですから、従来のように微妙なときには、こじつけで、こじつけで、なんとかうまい取り

ないかというふうに思います。

よく私がこの質問をいたしますと御説明ください。さるときに、いやこれはほとんど定住外国人の皆さんが一世、二世、三世で旅券を持つてない、この軍入国許可書を持っていると大変便利なんだという話になります。うなづかず口かくしごんじます。

○千葉景子君 今の御理解、もう一回それは少し  
お勉強をし直していただきまして、その理解は私  
はちょっと誤っているんじゃないかなというふうに  
思いまつたが、そこは改めて少しお勉強をさせて顶  
きたいと思います。

扱いはできないということになりますので、この点を厳格にきちっとしていただきたい。

たいらつしやいという形でなかなか更新というのは、手続上も面倒なこともありますし、やりにくい。これからはこの更新という問題も十分にその在内容あるいはその適法性ということを考えて、更新ということにも十分な私は配慮をしなければいけないというふうに思います。

それから、これはずっと皆さんからも指摘がございました。やはり家族の結合の権利、こういうものをきちっと尊重する。逆に言えば保障するという意味で、これは私はこの権利を認めて当然の滞在資格を認めていくべきだというふうに思うんです。例えば特別在留の一つの例をあるいは幾つかの認めるべきものを法定化する、あるいは類型化をして、例えば家族の結合というものについては当然特別在留を与えるというような形で、單なる自由裁量に任せることなく厳格に対応するといふことが私は必要だというふうに思います。

とりあえずこの三点、どうでしようか、改めて今後どういう考え方をとつていかれるか、大臣にお考へをお尋ねしておきたいと思います。

○国務大臣(陣内孝雄君) このたびの上陸拒否期間が一年から五年に伸長されるに当たって留意すべき大事なポイントを御指摘いただいたわけですが、ますけれども、この問題につきましては、まず第一点の退去強制の手続、判断をきちっとすべきではないかということについては全くそのとおりだと思いますし、また第二点の短期滞在の更新手続についても適正に行わなければならぬというのも御指摘のとおりだと考えます。

三点目の自由裁量による特別在留許可とかそういうものについての基準等をもっと明確化していくべきではないかという御指摘につきまして、私もいたしましては、非常に個別の事情が違うというようなこともありましてなかなか具体的な判断基準というのは示しがたいんじゃないかな。むしろそのことによって、いろいろ個々の抱えておられる事情を酌みにくくする面も場合によつては起ころるものかもしれないということを私個人として考へるわけでございます。

そういう中で、特に退去強制の方が問題でございました。それにもかかわらず、まだそれほど分な配慮をしながら適正な運用を図つていく必要があります。このように考えておるところでござります。

○千葉景子君 ちょっと時間がございませんので、これまでにいたしますけれども、この点について、特に最後の基準の明確化などについては私はぜひ具体的に示せるようにしていただきたいと、いうふうに思つております。

最後、これはお答えは要りません。外登法、指紋押捺拒否をされてこれまでさまざま不利害などをこうむつてきた皆さんの救済、原状回復、これがについてはぜひ法制度あるいは何らかの具体的な措置をもつて実行していただきたい。

従来から言われておきましたように、本当に最初に苦労をみずからしょつて先鞭をつけた、あるいは井戸を掘つた、こういう皆さんに對してこれが私たちがやるべき大きな責任ではないかというふうに思います。その点についてはぜひ法務大臣に特段の英断をお願いしたい、これを要望して、質問を終わります。

○国務大臣(陣内孝雄君) 承りました。

○大森礼子君 公明党の大森礼子です。

きょうは、まず入管法改正の方から質問させていただきたいと思います。

今回の入管法の改正につきまして、法律案の提案理由説明の中でのよくな記載がござります。平成九年に集団密航を助長、援助する行為等の処罰を内容とする出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律の御審議をいただき、同年に同法を施行したところであります。しかし、そこには見えた不法入国人者は、その後再び増加傾向に転じております。また、退去強制された外国人がその後再び入国し、不法残留等により再度退去強制される事例も増加しており、これらの状況に早急に対応する必要が生じております。これが今確かに見えた不法入国人者は、その後再び増加傾向に転じております。

確かに、平成九年に集団密航を助長、援助する行為等の処罰を規定した大きな入管法の改正がございました。それにもかかわらず、まだそれほど時間がたっていないのに、「一時減少するかに見えます。このように考えておるところでござります。」と。それほど期間がたつてないのに、減少するかに見えてまたふえたというのが私はよくわからないんです。

まず最初にお尋ねいたしますが、不法入國者が増加傾向に転じていると。そうしますと、私たちは、前回の改正で必要と思われる手段というものはよくわからないんです。

まず最初にお尋ねいたしますが、不法入國者が増加傾向に転じていると。そうしますと、私たちを法律改正によって付与したのだというふうに思つております。外登法、指紋押捺拒否をされてこれまでさまざま不利害などをこうむつてきた皆さんの救済、原状回復、これが何らかの具体的な措置をもつて実行していただきたい。

○大森礼子君 平成十年の上半期、六百何名とおっしゃいましたか。

○政府委員(竹中繁雄君) 六百八人でございました。

○大森礼子君 大百八人ですか。

そうしますと、ここに出てくる文言、「一時減少するかに見えた不法入國者は、その後再び増加傾向に転じております。」というんですが、わずか平成九年の上半期、下半期、平成十年の上半期、下半期、これだけの動きをもとにこういう文書を入れられていくわけですね。

それから、平成九年の上半期のものが下半期に減つたと、四百三十二人に。確かに威嚇効果といいますか、あると思うんですよ。今、日本へ行つたらやばいぞということが伝わつてちょっと時期を待とうかという感じで動きが少なくなったかもしれません。

それで、その後、増加傾向といふですが、平成十年の下半期、何人とおっしゃいましたか。

○政府委員(竹中繁雄君) 四百四十四名でござります。

○大森礼子君 そうしますと、半期ごとに言うと、平成九年が一千三百人、四百三十三人、それから平成十年は六百八人、それから今挙げられた数字で、また増加傾向にといふところが、少なくともこの件については数字上言えないんじやないかなどというふうな気がするんです。

立法を必要とする事情というのにはやはり非常に重要な資料となります。ですが、こういう文章で表現されても、前回の施行になつてから余り日にちがたっていないから、法案準備の期間なんか入れますと、何が一体どういうふうに変わったのか、余りに早過ぎるのではないか。必要があればそういう立法措置をしていいの

化、悪質化が進んだというようなこと。あるいは、このアジア地域全般において経済不振がございまして、それがこういう不法人国を望む者をふやしたというようなことがいろいろ挙げられるかと思います。

○大森礼子君 平成十年の上半期、六百何名とおっしゃいましたか。

○政府委員(竹中繁雄君) 六百八人でございました。

○大森礼子君 大百八人ですか。

そうしますと、ここに出てくる文言、「一時減少するかに見えた不法入國者は、その後再び増加傾向に転じております。」というんですが、わずか平成九年の上半期、下半期、平成十年の上半期、下半期、これだけの動きをもとにこういう文書を入れられていくわけですね。

○政府委員(竹中繁雄君) おっしゃいますように、集団密航による本邦上陸前または直後に検挙された集団密航者の数というのは、平成八年上半期それから下半期に比べまして、平成九年の上半期、この半期ごとでいきますと幾何学的にふえているという状況がございました。

それで、この集団密航を助長、援助する行為等の処罰を内容とする入管法の一部改正法が平成九年の五月十一日に施行されました。その後、平成九年の下半期ではこの上半期の千三十人という数字が四百三十三人というふうに減少いたしました。これは恐らく、この法律の施行により集団密航を助長、援助する行為等が処罰されることになつたことが威嚇の効果を上げたこと、それから関係省庁の緊密な連絡のもとに講じた集団密航の対策が成果を上げたことなどが考えられます。

しかしながら、その後の状況を見ますと、平成十年に入りました、上半期が六百八名、それから平成十年の下半期が四百四十四名ということで、平成九年の下半期に比べまして再び増加傾向に転じております。

この原因はいろいろあるかと思いますが、密航に成功した不法在留者の存在が新たな集団密航者を呼び寄せる誘因となつてゐるというようなこと、とか、それから密航ルートの多様化、密航船舶における潜伏場所の巧妙化等、全般に手段の巧妙

ですけれども、こんなに早く措置をとらなくてはいけないということは、前の立法措置といいますか、そこに向かうときのいろいろな調査等々が甘かったんじやないか、こういうふうな印象を私は受けます。

そうしますと、集団密航については一方で発展する効果というのは上がりつつあると考えてよろしいのでしょうか。局長はどのように思われますか。

○大森礼子君　いすれにしましても、こういう場案理由説明というものを理解する場合には、慎重に文言を読む必要があるなということを今回の数字を聞いて私は思いました。

次に、不法在留罪、前回入管局長にお尋ねしたのですが、ちょっとはつきり申し上げましてよくわかりませんでした。先ほど千葉委員の質問に刑事局長からお答えになつていただきました。補足的に質問させていただきます。

罪数の関係なんですけれども、不法人国罪ないし不法上陸罪とそれから不法在留罪との罪数、これはどのように考えたらよろしいのでしょうか。○政府委員(松尾邦弘君) まず一般的に申し上げますと、包括一罪というふうにお考えをいただきたいと思います。包括一罪の概念というのは、個別的に見ますとそれぞれ独立して一個の犯罪が成立するけれども、行為としては数個にわたる場合合

でも全体として一罪で処断することが適当だという判断です。その場合に、一つのメルクマールは、目的とするところが單一だというふうに見ら  
れるということが挙げられるかと思います。  
それで、もうちよつとこれを若干詳しく申し上げさせていただきますと、例えば東京で不法就労

するよという意図でプローカーの話に乗りまして、船でやつてきます。そうしますと、領海に入った段階で不法入国罪が成立します。それから港において、迎えのバスに乗りまして移動を始めると、恐らくその段階で不法在留罪の実行が始まつて不法在留行為、つまりこれは状態犯、繰り返犯と言われていますが、それが成立するといふような経過になりますので、目的的には日本で不法就労して稼ごう、そのためには不法入国して不法在留しようということで、刑法的な評価としては同一または類似の範囲ということが言えるかと思ひます。

に置いて日本にいるという意識で上陸した場合がないわけでござりますから、その場合には不法で国罪一罪が成立します。

ところが、これまた希有なケースなんですが、中にあつたことがあるんですが、不法に何十名かを入国させようとということでブローカーが来ました。それで、港におりました。しかし、手違いで迎えが来ないケースがあるんですね。これは希有なケースと言いましたけれども、捜査上ではそういうケースも考えていろいろ手を打つわけでございまして、現実にあるわけでござります。そうすると、これは携帯電話で連絡をとり合つて、その段階で、じゃおまえその辺のトラックなんかを雇つて東京まで連れてきてくれ、こういう話になります。そうなりますと、例えば静岡の港から車で京まで連れていく行為、これはブローカーですけれども、今までござつた事例の中では、やはり、過去二、三件ござつた事例の中では、

れとも（不法入国たてて許可していいのかどうか）と、これはかなり時間的な経過もたちますし、相  
当期間日本に今度はいることになりますから、これは先ほど言いました二罪が成立する。

ところが、この場合は、先ほど申し上げた同一の範囲で継続して行う行為になるんだろうか。「つまり、この人の最初の範囲は、入国して送り出されたりさようならと帰る、つまりすぐ船に戻るつま  
りですから、この段階では不法入国の範囲だけが決まりますから」と、この辺で問題が

のでございます。その後新たに不法在留する範囲が生じてそれを実行に移すわけですから、この一の場合はどうも同一または単一の範囲ということになりますと、極めて希少なケースですが、この場合は併合罪になる。そうなりますと、一番重い罪の一・五倍の範囲内で知断されるということになります。

ちょっととくどく申し上げましたが、以上でござ

○大森礼子君 どうもありがとうございました。  
やはり刑罰法令ですので、いつから犯罪が成立するのかとか、それから罪数、不法入国罪との関係とか、これはやはりきちんと御説明していただきたいと思います。

それで、一つ、不法在留罪につきましては、これは継続犯と考えて日本に在留する限り時効完成ではないと理解してよろしいわけですね。確認いたします。

○政府委員(松尾邦弘君) 繼続犯というのは、犯罪類型を考えますと、犯罪が既遂に達した後も違法侵害の状態がずっと継続しているということをいいます。そうなりますと、不法に在留する罪でござりますので、この種類の罪は犯罪の実行行為が継続しておりますので、時効は進行しないということになります。

○大森礼子君 これは通告という形ではしていないかったのですが、刑事局長の御経験からお答えいただければその範囲で結構なんですが、継続犯といふのは違法侵害状態がずっと続くということですから、この期間といいますか、これが長ければ長いほど犯罪の違法性は高いということに普通はなるのだと思います。

ところが、この不法在留罪につきましては、犯罪が長く続くということは日本の中に長くいるということでありまして、山の中に入つて生活するわけじやありませんから、それなりの生活基盤といふものを築くと。長く続くということは、ほかの違法行為をしないから長く在留できているといふことにもなるわけですね。そうしますと、ほかの継続犯といいますか犯罪と違いまして、ほかの継続犯と違いまして、この不法在留罪につきましては期間が長いということをもつて情状として悪く評価できないような性質があるのではないかと思ふうんです。普通の犯罪ですと、長ければ長いほど情状が悪いということになるんですけれども、この点について刑事局長、どのようにお考えになりますでしょうか。

○政府委員(松尾弘君) 確かに最近の傾向、不法に在留している人の検査後の事情聴取等で見ますと、どうも借金の額が不法入国した時点でだんだんと上がりつてきているなど。つまり、プローカーが値をつり上げているようなところもあるんじゃないかと思われます。そんなことを考えます

と、必然的にそれを返すためには長く在留するということが一つあります。

ただ、長くいるという行為そのものをもつて直ちにその長短によって、例えば二倍長いからおまえ二倍責任が重いと単純には言えないと思いま

す。

不法在留している期間に個人は活動するわけですから、さまざまな事情がございます。例えば、事実上婚姻をするなんということもあるうかと思います。そうなると、なかなか相手との関係で日本を離れがたいというような事情も場合によると出てくると思います。その場合は、しかも子供ができる場合も考えられるわけございまして、单に長くいたから違法性はその期間だけどんどんふえていくということにはならないのであります。

具体的な事件を処理する過程でも、警察官、検察官、そこらあたりの事情には、十分違法性の評価、情状面で配慮する必要があります。個々のケースごとにそれは必要な配慮だろうと私は思つております。

○大森礼子君 次に、不法在留罪の新設によりまして、日本にいる限り犯罪者になるわけですね。正規の手続を経ないで入国しても、不法入国ないしは不法上陸の罪を犯した人ですが、これまでしたら三年以上おりましたら時効は完成するといふうに考えられております。それで、やはり強制退去事由というのはもう変わらないわけなんです。続くわけなんですねけれども、やはり犯罪を構成するかどうかというのは、本人にとっても与える影響というのが違いますし、また周りの取り扱いというのも違ってくるんだろうとは思うんであります。

そうしますと、この不法在留罪新設によりまして、例えば在留特別許可の申請自体が出しにくくなる。例えば、みずから不法在留の方でも退去強制する中で在留特別許可というこの手続があるわけなんですね、時効が完結してしまったら單なる行政処分としての退去強制しか該当しないという場合と、犯罪にも該当するという場合とで

はちょっと申請 자체がしにくくなるのではないのか。つまり、そこでまた捕まっちゃうんじゃないかなと思いますと、なかなか申請しにくくなる。

けれども、一つ悪いことをしたからすべての行為が否定されるということではないと思うんです。

不法入国自体は悪いことですけれども、しかし、ほかに長期間きちっと特に問題も起こさず生活している方にとって在留特別許可を得ようかどうか

ようかというときに、窓口に行くときに、進退両難、進むこともできず引くこともできないというような地位に陥れられるのではないかという気がするわけです。こういう場面が出てくると思ういますが、局長、どのように思われるか。

そうした場合、そういうことが当然予想されるわけですから、それに対する対応ということも当然考へなきやいけないと思うんです。あくまで人道的見地からということです。いかがお考えでしょうか。

○政府委員(竹中繁雄君) 現在、どういふうにこの在留特別許可が許可されているかということを若干御説明した上で、今の御質問に答えたいと思います。

今現在は、例えば合法的に入ってきてそのまま在留期間を過ぎれば不法殘留になつて、これは当

然刑罰法によって罰せられるわけですが、それ

で、四年たつても五年たつてもそれは当然刑罰法の対象になるわけでござります。一方におきまし

て、不法入国で入ってきた者が四年、五年たてば、これは刑罰の対象にならないわけございま

す。

ですから、それぞれの方で日本に入つてしまつて、四年たつた場合、要するに三年を過ぎた場合、不法殘留の人、こちらは当然今の法律の体系では刑罰の対象になるわけでございますが、それから不法入国で入ってきた人、我々が不法在

留罪の対象にしようとしておりますけれども、今は四年たてば刑罰の対象にならない人、この二つのケースで、在留特別許可で特に不法殘留罪の対

象になり得る人にはきつくなっているかということを言いますと、それは基本的にそういう差別は設けておりません。

したがいまして、今委員が御指摘になつた点は、基本的に在留特別許可は人道的な見地を中心

にして、そういう考慮からやるものですから、そこで差異が出てくるということはないと考えています。

○大森礼子君 差異が出てこないかどうかちょっとよくわかりませんけれども、一応伺いました。

それで、退去強制後の上陸拒否期間というのが一年から五年に延びるということ、これは一部違法行為はあるけれども、まじめに生活してきた外国人にとっては、特に家族と呼ぶべき人がいる場

合には、これはもう大変過酷な処置であろうといふうに私は思います。

それで、今の法律上、本来その手続上入ること

ができない人が日本に在留する、あるいは入国するという手続としましては、入管法上、特別上陸許可というのがございます。それから在留資格認定証明書というのがございます、外から来る場

合ですね。それから在留特別許可というものがござります。結局こういう制度で許可をとらなくてはいけない。

退去強制後の一年から五年を認めていいのかどうかと判断する場合に、今言つたような制度といふうのがいかに適切に運用されるかということになります。本当はこういう場合も省令なりで明文化すべきなのですが、一方でなかなか類型化しにくいことがあると思うの

で、そこのなかで、法務大臣の自由裁量の中身というものが裁量幅が広い場合と少ない場合といろいろあるんでしようけれども、その裁量権といふうものとのように法務大臣が行使するかにかかる

た場合、不法殘留の人、こちらは当然今の法律の対象になるわけござりますが、それから不法入国で入ってきた人、我々が不法在

留罪の対象にしようとしておりますけれども、それが積み重ねられれば一つの日安になるというふうに私は思います。

それから、窓口千恵さんという参考人の方が来られた、「在留特別許可」という御本、大臣も読んでいただいた、局長も読んでいただいた。それで、あれを話半分と仮に聞きましても、そうは思いませんけれども、事務所の職員の対応とか、まことに私たちは思っています。

ですから、裁判を受ける権利との関係でも質問いたしました。

訴訟等を起こしている場合に、それと退去強制

について、特に個々具体的なケースにつきまして、本当に人道的見地ということからも適切な対応をしていただきたい、これを願いしたいのです。ですが、もう一度法務大臣のお考え、御決意というものを伺いしたいと思います。

○国務大臣(陣内孝雄君) 上陸特別許可及び在留特別許可につきましては、それぞれ入管法の第十二条と第五十条の規定に従い、上陸の目的または在留を希望する理由、家族状況及びその他諸般の事情を総合的に考慮して判断しているところでございます。これらの事情は個々の事案によりまして大変いろいろ異なりますので、一般的な基準を設けるということは大変困難ではないか、このようになります。

しかしながら、これらの許可に当たっては人道的な観点を十分に考慮いたしまして、事案に応じた処理に努めているところであります。今後ともより一層適切な運用に配慮してまいりたいと考えます。

○大森礼子君 自由裁量ですから、こういう基準というものを明文化するのは困難であろうということは理解できないわけでもございません。ただ、そういう措置と本当に人道的な対応を積み重ねられますと、こういう場合にはしてくれるんだ

など一つの予測がつくようになると思うんです。恣意的な運用をしないということはもちろんですけれども、やはりこういうケースには認める、これが積み重ねられれば一つの日安になるというふうに私は思います。

それから、窓口千恵さんという参考人の方が来られて、「在留特別許可」という御本、大臣も読んでいただいた、局長も読んでいただいた。それで、あれを話半分と仮に聞きましても、そうは思いませんけれども、事務所の職員の対応とか、まことに私たちは思っています。

それから、裁判を受ける権利との関係でも質問いたしました。

手続との絡みがどうなるのか、もうこれは手続なんだからといって退去強制手続を進めますと一方で裁判の権利を失うということになります。局長は訴訟代理人ということをおっしゃいましたけれども、確かにそういう方法はありますけれども、やはり訴訟ですから当事者本人が法廷に出て証言するとかいろんな訴訟行為の当事者ですから、やっぱり本人が不在のままでは裁判を受ける権利というのを使へたことにはなりにくいんだろうと思います。

この点は答弁は求めませんけれども、こうい個々具体的なケースについて、人道的な常識的な対応というのをしていていただきたいと思います。

次に、難民条約との関係についてお尋ねいたします。

入管法第七十条の二のところで、不法人国とか不法上陸等をした者、こういう人は当然犯罪を構成するから裁判を受けることにもなるわけですが、難民の方等につきましては刑を免除する、こういう規定がございます。

それで、難民条約三十一条一項との関係でお尋ねします。

この条約の方では、

締約国は、その生命又は自由が第一条の意味において脅威にさらされていた領域から直接來た難民であつて許可なく当該締約国の領域に入國し又は許可なく当該締約国の領域内にいるものに対し、不法に入國し又は不法にいることを理由として刑罰を科してはならない。ただし、当該難民が遅滞なく当局に出頭し、かつ、不法に入国し又は不法にいることの相当な理由を示すことを条件とする。

こういう内容になつております。

それで、この刑罰を科してはならないという難民条約の解釈について、日本政府は、この刑罰を科してはならないという意味について、有罪なんだけれども刑の執行はしない、刑の免除ですかから、有罪だけれども刑を免除するということです。

○政府委員(松尾邦弘君) 刑事罰則の適用、運用の話でございますので、私からお答えいたします。

不法入国あるいは不法残留等が罪名として掲げられてある特定の外国人が検挙されたケースを考えますと、冒頭からその者が実は私は難民でござりますというような話になれば、それは難民については難民の認定の手続その他我が国では認定手続が整備されているわけでございますので、当然そちらの方に乗つかつていく話でございます。したがつて、刑事の対象としては基本的に外れいく話だらうと思います。

ところが、そういうことを最初に主張せずに、外国人登録証を持っていない、もちろん旅券も持つていないというような状態で捕まる。そのうちに捜査の過程で、実は私はホートビープルでございますとかいろんな難民であることを趣旨とした弁解が出てくることもございます。その場合には、捜査当局としては、まだ捜査の過程でありますればそこらあたりの事実関係の特定がまず先行するということは当然でございます。その段階でいろいろな立証調査活動が当然入るわけでございますが、難民であるという可能性が非常に強い場合には、その段階でもそちらの方に手続が移行しますから、それはそれで刑事の対象にはならないわけでございます。

ところが、裁判の過程で、どういう経緯かわかりませんが、私は、今まで何にも言つてこなかつたけれども、集団密航なんかで入つてきたのではなくて、かくかくしかじかで実は難民なんだけれども、そういうことで入つてきたんですということを公判の場で発言するときにはではそれはどうするのかという問題がございます。その場合に

は、まずここで書いてある刑の免除というよりも、りのところの考え方は、とどのつまり捜査の過程でもそういう主張についてはほとんど出ず、あるいは出ない、それが公判の過程でいろいろ出た段階で仮にそういう主張があつても、刑の免除といふところで刑罰は科しませんよというところを最終的な段階で担保したというようにお考えいただければいいかと思います。

○大森礼子君 刑の免除ということとは、これは前科として残るんでしたでしようか。ちょっと忘れただですが、教えてください。

○政府委員(松尾邦弘君) 罪名としては、犯罪は成立するけれども刑は科さないとということをございますから、犯罪が成立したという意味では記録は残るということです。

○大森礼子君 前科になるわけですね。

○政府委員(松尾邦弘君) そういうことです。

○大森礼子君 だから、有罪ですから前科が残るということで、そこで問題があるのかなと思います。

時間の関係で次に行きます。

規約人権委員会の勧告の中で、四回報告の中身ですけれども、政府の四回報告については再入国許可問題については政府側は報告していないわけですね。それにもかわらず、規約人権委員会の方は勧告の中でこの制度を取り上げたということは、背景には崔善愛さんの問題があつたんだというふうに伺っております。

確認しておきたいのですが、この規約人権委員会の勧告の中でこういう文言がございます。日本語の訳なのですが、「自國」という言葉はみずから「国籍国」とは同意義でないということを注意喚起する、こういう文言がございます。これについて、これは法務省の見解になるのでしょうか、この勧告の中と同様な解釈を我が国もどるのをどうか教えてください。

○政府委員(竹中繁雄君) 委員御指摘の国際人権法規約第十二条第四項に規定されている「自國」は、我々いたしましては国籍国であると解して

なお、この点につきましては最高裁の判例、平成四年十一月十六日でござりますが、においても、「自國の解釈としては、戸籍というような統一籍を備えていない国はともかくとして、我が国のように国籍・戸籍という統一籍を備えている国においては、国籍国を意味するものと解さざるを得ない」とされてゐるところでございます。

○大森礼子君 そうしますと、人権規約第十二条四項「何人も、自國に戻る権利を恣意的に奪われない。」この「自國」の解釈なんですか? その解釈をめぐりまして規約人権委員会の見解と日本政府の見解とが異なつていて、ということになるわけですね。イエス、ノーで結構です。

○政府委員(竹中繁雄君) そのとおりでございます。

○大森礼子君 これは、一つの条約の中の解釈をめぐつて違うということは、ではどっちの説に従つてこの条約を遵守するのかという問題がありまして、違つたままでいいということにはならないと思います。いずれ問題提起します。

それから、この再入国許可の制度ですが、先ほど千葉委員も御質問になりました。大臣は、必要的かつ合理的な理由ですとおっしゃるわけです。最高裁の見解というのを引かれるわけですが、これでも、この最高裁の見解はもちろん三権分立で尊重いたしますけれども、時代によつて考え方方が変わつてきます。許可制度とかあり方とか政策的なもの、特に自由裁量的なものというものはその時々の政策とかが反映するわけですから。ですから、それをもつて固定的に最高裁もこうだからこれまでいいんだということにはならないと思います。

その上で質問するのですが、再入国許可を受けた場合に、何でこれが必要な制度かということと、再入国する場合の上陸審査事項ですか、これが旅券、査証が有効であるということと、当該外国人が第五条一項各号のいずれにも該当しないこと、つまり上陸拒否事由に該当しないことというこの審査だけで済む、だから許可を受けた人の方

が上陸の手続が簡単なんだと説明されます。今

それで、入管特例法の七条の方でこれについて特例がございます。特別永住者につきましては、再入国許可を受けた特別永住者は、「入管法第七条第一項中「第一号及び第四号」とあるのは、「第一号」とする。」ということですから、結局旅券、査証が有効であること、これさえ再入国時にチェックすればいいということになります。

一方で、日本への帰國の三つから見三つとも

一方で、日本人の帰国のところの判定があいまいにして、このときにも日本人は、彼ら日本人でも旅券とかそういうものが有効であるということはチェックするわけですね。そうしますと、実質は日本人と入国時の審査の中身というのは変わらないじゃないかと思うんです。

○政府委員(竹中繁雄君)　日本人の場合には帰国の確認を行うだけでございますけれども、外国人の場合は、特別水住者の場合に非常に限定されてゐるには、え、今までの事例が少ないので、

するところが違います。  
○大森礼子君 そうですか。だから、日本人の場合はパースポートとかその形でならばっと通して、特別永住者の方でしたらこれは偽造されたものじゃないかということで調べるということなんでしょうね、今のお答えですと。

では、特別永住者で再入国許可を与えなかつたケースというのがありますかどうか、件数、過去五年ぐらいがわかれればいいと思うんですが、わかる範囲内で結構です。

○大森礼子君　そこなんです、ないのであろう、ほとんど全部出ていると。前回もそういう趣旨のことをお答えになりました。

るならばこんな制度はもう特別永住者の方について

○政府委員(竹中繁雄君)　自国民の場合には基本的に國から出てそれから帰つてくる、あるいはその國に在留するということに關して特別の許可は不要ないわけでござりますけれども、外國人の場合にはどうなるかといふことで、やはり再入國

○大森礼子君 許可の制度は維持する必要があるということです  
さいます。  
○大森礼子君 周りの方でも理由がよくわからな  
いと。もう一度お答えいただけますか。  
○政府委員(竹中繁雄君) 日本人の場合には基本  
的に自國を自由に出国して、それから自由に戻つ  
てきて、かつ日本で在留するということが権利と  
してあるわけでございますけれども、外国人の場  
合は必ずしもそうではないということですから、そ  
ういう再入国の許可の制度を維持する理由がある

○大森礼子君 全然理由になつていないと思います。人道的見地からといつても人権とか考える場合、もつとやっぱり実質的に考えなきやいけないわけでしょう。崔さんたって言つていただけであります。アメリカで韓国の話をし、の方はチエさんと言つておりますけれども、チエさんとおっしゃるんですか、私は韓国語の発音ができない

ないんすと。私は日本語の発音で自分の名前を言つたら韓国の方に通じませんと。私の帰る国は日本しかなんすと。こういう方たちが日本に今住んでおられるわけです。今言つた理由では全然理由づけになつていないと私は思ひます。本当に

に時間がないのが残念です

今、円さんが理由があると思っているのかどうかとそばで言っていますが、思っているとすれば問題だなということを指摘しておきます。

それから、崔さんの問題にもう一度触れさせていただきます。

一番最初に、私がこの質問をしましたら、大臣が何か入管法の枠内で検討するとおっしゃって一時喜んだんですが、でもよく考えてみると入管法

の構内といふのかどういう意味なのかといふうえに考えておりました。

理解しております。しかし、法律の規定でその規定どおりやつたらまず通るわけです、一般永住での要件というのは崔さんは満たしていると私は思いますので。そうすると、大臣が崔さんの話を聞いて非常にお気の毒と考えたと。お気の毒と考えた日本法務大臣がこの方に対し示す誠意というのは一体何かといつたら、一般永住の申請用紙を出してください、私ほんと判りませんからという、ただこれだけではしかないです。やはり人道的立場に立った対応というわけです。

場合には、これは法律の規定の範囲外のことにならぬのが通常ではないかというふうに私は思います。

して私ども真剣に考えなきやいけない、一人のことをどうからこそ真剣に考えなきやいけないと思いました。この資格回復問題について我々がどういうふうな態度に出るかということは、崔さんだけの問題ではなくて、多くの在日の方、それから韓国の方

方もじつと見て いるのでは ないかと 思 い ま す。

大臣、きょうは結論は出しませんけれども、今回の改正で指紋押捺制度全廃となります。いろいろな経過はあつたけれども全廃となる。これ自体は評価すべきだと思います。遅過ぎたという感覚がありましたが、これは評価すべき。しかしながら、この崔さんを一人ぼんとおいたままでそのままさらば、本当にこの指紋制度というものは先にした問題にならないだろうと思っております。利

たちも一緒にこの崔さんの問題について考えてみたい。難しいことは聞きませんけれども、だなから大臣も一緒に考えていただきませんかと申し上げたい。いかがでしようか。簡単でいいです。

す。 そういう中にありまして 私としては 入出国管理行政上可能な限度で救済する、そういうことにしておる。 でこれから一生懸命ない知恵を絞つていく必要があるかなと思つております。

○大森礼子君 ない知恵と誠意を持つてこの問題に対応していきたい、これは大臣のみならず我々の責任でもあると考えております。

それから次に、外国人登録法の問題に移ります。

前回、外国人登録証の常時携帯義務に関して入管とそれから警察の方に、特別永住者の方にす。

限定したいと思いますが、どんな場合にその提示を求めるのかということをお尋ねいたしました。時間の関係で警察の方からのみお答えいただきました。そのお答えの中で、北朝鮮の工作員の事件四件を教えていただいたんです。それで、これがいつごろの事件かということを聞き忘れたものですから、それぞれの事件の名前四つ、それから何年の事件であったとか、これをお答えいただけますか?

○政府委員(金重凱之君) 前回、この外国人登録証明書の不携帯あるいは提示拒否で近年検挙した北朝鮮スペイ事件として四つの事件を御答弁させました。

その検挙であります。男鹿島本事件というのが昭和五十六年八月でございます。それから日向事件というのが昭和五十六年六月でございます。それから磯の松島事件というのが昭和五十五年六月。それから、日本人拉致事案の一端が明らかになつた字出津事件というのがございます。これが昭和五十二年九月ということです。

それからなお、我が国におきましては戦後約五十件の北朝鮮関係の諜報事件が検挙されておるわけでありまして、そのうち十三件が外国人登録証の工作員が活動しているものというふうに推定されるところであります。

警察としましては、今後こういう北朝鮮関係の諜報事件の検挙に努めていくわけでございますけれども、いすれにしましても、こうした事案に対応する上で外国人登録証の携帯あるいは提示義務の制度というのが重要な役割を果たしてきたというふうに考えております。

○大森礼子君 一応年数はわかりました。最後のもので昭和五十六年八月ということですね。

これは検挙のための一つの手段になるといふことはわかるわけです。申し上げたいのは、不可欠な、これがないと絶対できないことなのか、それとも捜査手法の中のワン・オブ・ゼムにすぎないのかという問題だと私は思ふんです。

今そのことに触れられましたので申し上げますと、平成六年から平成十年までの不携帯の検挙数、これは警察庁の資料をいただいたので言いますと、平成六年から平成十年でトータルしますと六十九人です。ということは年間十四人という数になります。検察庁の方にもお尋ねしました。平成六年一件、平成七年一件、平成八年以下はゼロといふことでございます。そして、これは不携帯のことでですから何も特別永住の方に関するとは限らないわけであります。多分ほとんど特別永住でない方ではないかなというふうに私は考えている

が、それでも特別永住の方についても必要なことがござります。それから日向事件と云ふ事件というのが昭和五十六年六月でございます。

それが磯の松島事件というのが昭和五十五年六月。それから、日本人拉致事案の一端が明らかになつた字出津事件というのがございます。これが昭和五十二年九月ということでございます。

それからなお、我が国におきましては戦後約五十件の北朝鮮関係の諜報事件が検挙されておるわけでありまして、そのうち十三件が外国人登録証の工作員が活動しているものというふうに推定されるところであります。

警察としましては、今後こういう北朝鮮関係の諜報事件の検挙に努めていくわけでございますけれども、いすれにしましても、こうした事案に対応する上で外国人登録証の携帯あるいは提示義務の制度というのが重要な役割を果たしてきたといふふうに考えております。

○大森礼子君 一応年数はわかりました。最後のもので昭和五十六年八月といふことです。

これは検挙のための一つの手段になるといふことはわかるわけです。申し上げたいのは、不可欠な、これがないと絶対できないことなのか、それとも捜査手法の中のワン・オブ・ゼムにすぎないのかという問題だと私は思ふんです。

今そのことに触れられましたので申し上げますと、平成六年から平成十年までの不携帯の検挙数、これは警察庁の資料をいただいたので言いますと、平成六年から平成十年でトータルしますと六十九人です。ということは年間十四人という数になります。検察庁の方にもお尋ねしました。平成六年一件、平成七年一件、平成八年以下はゼロといふことでございます。そして、これは不携帯のことですから何も特別永住の方に関するとは限らないわけであります。多分ほとんど特別永住でない方ではないかなというふうに私は考えている

わけです。いずれにしましても、場合によつては検挙できるという目的のために、特別永住者の方でござります。そこで私は約五十四万三千五百名ぐらい平成九年十二月現在でいらっしゃると伺つておりますけれども、この方に網をかける携帯義務は不当であるといふことを改めて申し上げておきます。

特別永住者と一般永住者と分けて差別しているように思われるかもしませんけれども、まず一番問題があるところから議論していくべきと思うので、この法案の審議に当たつては一応特別永住者ということで限定させていただいております。

次に、刑罰との関係ですが、前回、運転免許証の不携帯とか提示義務違反とか、こういう刑罰の不均衡さといいますか、これについて少し触れました。

そこで、この附帯決議をどのように検討していくのか、どのように検討した結果この罰則の部分を変えなくていいという結論になつたのか。もちろん、附帯決議は拘束力はありませんか。もちろん、附帯決議は拘束力はありませんか。いいよと無視することもできるわけですが、この結果に基づいて、適切な措置を講ずること」、こういう附帯決議が出されておりますが、今回の改正案にこれが生かされたという形跡は見られません。

ただいたのか、どのように検討した結果この罰則の結果に基づいて、適切な措置を講ずること」、こういう附帯決議が生かされたという形跡は見られません。

○政府委員(竹中繁雄君) 今回、国会に提出してある外国人登録法の改正案につきましては、衆参法務委員会における附帯決議の趣旨を踏まえまして諸外国の制度を調査いたしました。それから、各界の有識者の御意見を伺うとともに、多様な角度から検討をいたところでございます。

その過程で、外国人登録証明書の常時携帯制度について、外務省の制度を調査いたしました。それから、有識者など、異なったメンバーから外国人登録制

度について御意見を伺いましたところ、登録証明書の携帯についても毎回取り上げられ、そこでさまざまな意見が出されました。

しかしながら、諸外国の中にも我が国と同様の制度をとつている国が少なくなく、また不法入国者や不法滞留者が多数存在するという今日の状況の中には、外国人が合法的な在留者であるか否かを含めて、その居住関係等を即時に把握するという制度の実効性を担保するためには刑罰による担保が必要であると考えるに至つたので、罰則についての見直しは行わないことにしたとあります。

○大森礼子君 いろんな会議で各界から意見を聞いたというけれども、その中身が知りたいわけでもあります。どういう理由づけによって、諸外国の例もありますけれども、今の話を聞いていまして、いろんな各界の意見をお聞きになるのは結構です。その方たちが外国人といった場合には、どういう方を想定しているのか。今の御意見は、みんな在日の方も特別永住の方もそうあるべきだ、こういう意見だったんですね。

○政府委員(竹中繁雄君) この制度を維持すべきだという意見と、この制度は全面的ないしは一部廃止すべきだと、いろいろな意見がございました。

○大森礼子君 だから、非常に十把一からげ的な議論でありまして、外国人だっていろんな方がいらっしゃるわけですから、特別永住一般永住その他の方。いろんな各界の学識経験者からも御意見を聽取したのでしようけれども、特別永住の方についてもほかの外国人と同じように皆さん考えておられたのですか。

○政府委員(竹中繁雄君) 特別永住者とそうでない方たちを分けて考えるべきだ、そういうような御意見もその中では出されました。

○大森礼子君 そこを聞きたいためです。制度申しました検討会で議論になりました。

○政府委員(竹中繁雄君) 戸籍法とか住民基本台帳の取り扱いとの違い等につきましては、先ほど申しました検討会で議論になりました。

ただ、この種の意見は、ここはあくまでも各層の方々から伺うという場所でございまして、そこでつけることを結論づけるというたぐいの会議ではございませんので、特定の結論が得出たということではございません。

○大森礼子君 そうでしょう。別に各界の方がす

べてお決めになるわけじゃなくて、各界の御意見というのはあくまで法務省が一つの参考資料とされるわけです。だから、法務省がどういう姿勢をとるのかということが最も大事なわけあります。

それで、前回も言つたわけなんですけれども、例えば記録そのものの、原票そのもの正確性を担保するためには少し強い強制が要るのかなという気もいたします。でも、當時携帯義務といふのはそうじやないわけです。いつも持つていなければならぬという不便さ、當時携帯義務自体も私は廃止すべきだと考へているんですが、そうであるから余計に罰金二十万円なんてとんでもない話だと思います。

○政府委員(竹中繁雄君) これはしばしば私が述べてあるところでございますけれども、外国人が我が国に入国、在留するために我が国政府から許可を受けることが必要であり、一般的にはその活動内容も制限を受ける立場にござります。

不法入国者や不法残留者が多數存在するという今日的状況の中では、登録証明書の常時携帯制度は外国人が合法的な在留者であるか否か等、その居住関係及び身分関係を即時的に把握するために合理的かつ必要なものであり、この目的を達するためには過料のような行政罰ではなく刑罰による担保が必要であると考えております。

○國務大臣(陳内幸雄君) 特別永住者であつても、入管の現場、あるいは不法入国者、不法残留者等と間違わぬないようにするというようなことがいろいろな局面で大事であると思ひますので、登録証明書の携帯あるいは提示というの是非常に大事な措置だと思いますが、ただいま委員が繰り返しあつておっしゃつてあるようなことについても、それなりの委員の思いが込められておるということでお聞きさせていただきました。

○大森礼子君 もう一問できそですで、聞きます。

特別永住者の方についてのそもそも外登証の常時携帯義務、やっぱりここにまた戻らなきやいけないのかなと思うんです。

○大森礼子君 先ほど、警察の方にお聞きして入管の方に聞かなかつたんですけども、いいですか。

二世、三世の方が育つておる、日本で生まれ育つた方で韓国のことと知らない方もいっぱいいらっしゃいます。外見、見た目、日本人と同じです。言葉も日本人と同じです。イントネーション、アクセントも多分同じだと思います。そして、生活習慣も同じで全く日本人、それから韓国籍かもしれませんけれども違和感が全くない。しかし、一方は外登証を持たなきやいけないとなつた場合、そうしたら、入管として、特別永住者の方について携帯義務を廃止したらどんなときに困るんですか。

こう聞いたら、さつきとまた同じような文言を繰り返すのかもしれないけれども、日本人と全然区別のない人に正規な在留者が不正規かどうかとか。

○政府委員(竹中繁雄君) 不法就労者など入管法違反の疑いがある外国人について勤務先あるいは居住地において摘発を行うことがあります。このようなときに適法な在留者が否かを確認するため外国人登録証明書の提示を求めておりますが、摘発はした盗聴器の件、「フランシュ」に盗聴器を全国の警察に納入したという方の話が載っておりますので、通告していたとおり、この話をお聞きいたしました。

一九五七年ごろ、中野に警察のさくら寮というのがあったのは事実ですか。

○政府委員(金重凱之君) さくら寮なるものは承知しておりません。

○福島瑞穂君 このリオン株式会社と盗聴器を警

不法に在留しているのではないかとの疑義があるような場合など、その外国人が合法的な在留者であるか否かを含めてその居住関係及び身分関係を即時的に把握が必要でありますので、すべての外国人について常時携帯義務を課す必要があると考えております。

○大森礼子君 いつもすべての外国人を一々くりにするとます。

○大森礼子君 確認です。今御答弁なさったことは、歴史的背景のある特別永住の方についても当てはまると言えます。

○大森礼子君 お考えなんですか。そう確信しておられるんですか。

○政府委員(竹中繁雄君) 特別永住者についても当てはまると言えます。

○大森礼子君 その考えは全くおかしいと申し上げて、質問を終わります。

○委員長荒木清宣君 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時まで休憩いたします。

午後零時三分休憩

察に納めるということで契約を結びましたか。

○政府委員(金重凱之君) 警察は、いろんな部門で装備資機材を犯罪捜査等のために整備しておるというようなことはございませけれども、ここに出ておりますような盗聴と言われるような行為を行ふための機材というのは調達しておりません。

○福島瑞穂君 一セット二十万円、百セット以上を警察庁に納めた、こういうことはなかつたんでしょうか、あつたでしょうか。

○政府委員(金重凱之君) 承知しております。福島瑞穂君 他のメーカーに依頼したことはありません。

○政府委員(金重凱之君) 丸竹洋三氏は、緒方靖夫さんの国家賠償請求等の裁判の中で証人として証言をされています。

○政府委員(金重凱之君) いずれにしても、先ほどから御答弁させていただいておりますけれども、この記事の中にいろいろなことが書かれておりますけれども、御指摘のよな盗聴と言われる行為を行ふための機材というのは、調達した事実はございません。

○政府委員(金重凱之君) いざれにしても、先ほどから御答弁させていただいておりますけれども、この記事の中にはいろいろなことが書かれておりますけれども、御指摘のよな盗聴と言われる行為を行ふための機材というのは、調達した事実はございません。

○福島瑞穂君 例えは、緒方さんの裁判あるいはこの記事が出た以降、調査等をされたことはありますか。

○政府委員(金重凱之君) 調査といいますと、調達とかという意味かどうかなのでござりますけれども、今申し上げましたように、もともと私ども調達した事実はないというふうに御答弁させていただいております。

○福島瑞穂君 それでは、現実とは違う証言がたびたび出ているのですが、それについては全く放置ということでいらっしゃるんでしょうか。

○政府委員(金重凱之君) ただいま申し上げたとおり、御答弁させていただいたとおりです。

○福島瑞穂君 そうすると、ある人物が時期等を全部特定し、会社名も明らかにし、こういうふう

<p>に契約を結び、こういうふうに納入し、場所はどこでという証言をされているけれども、これは警察とは全く無関係だということでしょうか。</p> <p>○政府委員(金重凱之君) そのとおりでござります。</p> <p>○福島瑞穂君 反論をされたことはありますか。</p> <p>○政府委員(金重凱之君) 個々の報道について、一般論でござりますけれども、逐一反論、コメント等をいたしたりはしておりません。</p> <p>○福島瑞穂君 していいないということで聞いておきます。また今後もこの件についてはお聞かせください。</p> <p>では、先ほど数々の委員から再入国の権利について質問が出来ました。私もその点について、まず冒頭お聞きをいたします。</p> <p>規約人権委員会は、日本で出生した在日韓国・朝鮮人のような永住者に関しては、事前に再入国許可を得しなければならないという要件を取り除くよう強く要求しております。これについて今回改正案に盛り込まれていないというのは大変問題だと思います。それで質問をいたします。</p> <p>一九八八年に国連差別防止・少數者保護小委員会に提出され起草作業が始まった「自國を含むいざれの国からも離れ自國に帰るすべての者の権利宣言」と言われているのですが、この十一条は合法的永住者の居住国への帰国権というものを定めています。</p> <p>この草案に対して一九八九年に寄せられた各国からのコメントの中で、この十一条の削除を求めたのは西ドイツと日本だけで、他は全部承認をしております。しかも、そのドイツは一九九〇年の外国人の連邦への入国及び滞在に関する法律十六条で、八年以上滞在し、うち六年間ドイツ国内の学校に通学した者に再入国権を認めました。</p> <p>先ほど 大森委員の質問の中で、特別永住者についてはこの再入国を拒否した例はないというふうにしつかり答弁をされております。だとすると</p>
<p>と、この再入国許可の制度、とりわけ特別永住の人たちについてはもう全く許可は要らないのだというふうに思いますけれども、国籍法に血統主義をとり第一世代以降の外国人が多い国の中では、これらの人々の再入国権を認めていない国が果たしてあるんですか。</p> <p>○政府委員(竹中繁雄君) 申しわけございません。血統主義をとつて、かつ再入国という制度をとっている国があるかどうかということでございますが、初めて伺ったものですから、こういう国があるとかないとかちょっとお答えできません。</p> <p>○福島瑞穂君 これは日本だけではないかというふうに思つております。今後、私の方ももうちょっと調べますが、よろしくお願ひします。</p> <p>それで、先ほどもさまざまな委員から質問がありましたけれども、例えば永住者の再入国権を権利として認めると、何か実社会上問題が生ずるのでしょうか。私はまだどんとわからないので、その点をお聞かせください。何が困りますか。</p> <p>○政府委員(竹中繁雄君) 永住者といえども外国人でござりますので、やっぱり外国人である以上は権利として日本に出入国できるというわけではございませんので、やはり再入国許可の制度が必要だということをございます。</p> <p>○福島瑞穂君 外国人だからという一般論ではなく、なぜ許可の制度をとる社会生活上、実務上の理由があるかについて教えてください。</p> <p>○政府委員(竹中繁雄君) 当然、許可の制度をとつておられるわけでござりますので……</p> <p>○福島瑞穂君 違うんです。なぜ許可の制度をとつておられるかということを聞いておるのであります。</p> <p>○政府委員(竹中繁雄君) 申しわけございませんけれども、いつも言つてることの繰り返しになります。</p> <p>再入国許可制度は、我が国に在留している外国人が一たん出国する場合には本来在留資格を失い、再び入国するに当たり改めて入国・上陸手続をとらなければならないところ、再度我が国に入国しようとするときはその入国・上陸手続を簡略化するとともに、再入国した後は従前の在留資格及び在留期間等を継続させるものであります。</p> <p>したがって、永住者または特別永住者についてもその事情に変わりはなく、再入国後はその法的地位のまま入国し引き続き在留できるという効果があることから、この制度は必要かつ合理的なものであると考えております。</p> <p>○福島瑞穂君 私たち委員が納得しないで質問をし続けるのは、なぜ許可の制度が必要なのかといふ実務上の理由が全く示されないまま来ていましたが、その事実に変わりはなく、再入国後はその法的地位のまま入国し引き続き在留できるという効果があることから、この制度は必要かつ合理的なものであると考えております。</p> <p>○福島瑞穂君 助告が出ております。そして、私は制度は合理的な理由がなければ撤廃すべきである、検討すべきであると思います。何が実際困</p>
<p>るんでしょうか。あるいはその検討はされたのでしょうか、されなかつたのでしょうか。</p> <p>○政府委員(竹中繁雄君) 当然いろんなことを検討した上で、この制度を維持することが必要だということで維持しているわけでござります。</p> <p>○福島瑞穂君 検討されたのであれば、何が困るか教えてください。</p> <p>○政府委員(竹中繁雄君) こういう許可という制度をとつておられるわけでございまして、全体の入管の仕組みの中でこの制度が必要だからとつておられるわけでございます。</p> <p>○福島瑞穂君 許可の制度をとつておられるからではなく、なぜ許可の制度をとる社会生活上、実務上の理由があるかについて教えてください。</p> <p>○政府委員(竹中繁雄君) 当然、許可の制度をとつておられるわけでござりますので……</p> <p>○福島瑞穂君 違うんです。なぜ許可の制度をとつておられるかということを聞いておるのであります。</p> <p>○政府委員(竹中繁雄君) 申しわけございませんけれども、いつも言つてることの繰り返しになります。</p> <p>再入国許可制度は、我が国に在留している外国人が一たん出国する場合には本来在留資格を失い、再び入国するに当たり改めて入国・上陸手続をとらなければならないところ、再度我が国に入国しようとするときはその入国・上陸手続を簡略化するとともに、再入国した後は従前の在留資格及び在留期間等を継続させるものであります。</p> <p>したがって、永住者または特別永住者についてもその事実に変わりはなく、再入国後はその法的地位のまま入国し引き続き在留できるという効果があることから、この制度は必要かつ合理的なものであると考えております。</p> <p>○福島瑞穂君 ただ、少し離れるかもしれません、実態数として、絶対数としての犯罪、検挙された者は増加しておるわけあります。</p> <p>○福島瑞穂君 今おつしやつたように、分母には数がわからぬからということで不法滞在者は入っていないわけです。そして、短期の、例えば三日来るといった新規入国者は入っていないわけです。しかし、分子には五千三百八十二人のうちいわゆる入管法違反の人たち九百五十一人は入っておりますし、短期滞在四百十二人も入っており</p>
<p>前回、私も聞きました。分母と分子の数が違うんじゃないかということです。この間、外国人は百九万人ということなんですが、これは国勢調査の他から分析して百九万人だというふうにおっしゃいました。これには、新規入国者三百六十六万人、そして不法滞在者は入っておりません。しかし、なぜか分子の方には五千三百八十二人の中にいわゆる不法就労や不法就労などの人たち九百五十一人が入つております。つまり、分子はとても狭くして分子はがつとふやしている中での計算だと思いますが、この点はいかがですか。</p> <p>○政府委員(林則清君) 午前中の千葉委員の御質問にもありましてお答えしたところでありますけれども、来日外国人といふことだとつておられる中に、おつしやるよう、母数になる分母のところと、入つてくる者が、分子の部分が若干違いがあるわけですから、これは先ほども申し上げましたように、不法入国者数は不明であるために計上が困難である、それでまた、外国人登録を要しない短期の滞在者については時点を限つた数値がそれなりといふようなこともありますけれども、これはおつしやるよう、母数になる分母のところと、入つてくる者が、分子の部分が若干違いがあるわけですから、これは先ほども申し上げましたように、不法入国者数は不明であるために計上が困難である、それでまた、外国人登録を要しない短期の滞在者については時点を限つた数値がそれなりといふようなこともありますけれども、これはおつしやるよう、母数になる分母のところと、入つてくる者が、分子の部分が若干違いがあるわけですから、これは先ほども申し上げましたように、不法入国者数は不明であるために計上が困難である、それでまた、外国人登録を要しない短期の滞在者については時点を限つた数値がそれなりといふようなこともありますけれども、これはおつしやるよう、母数になる分母のところと、入つてくる者が、分子の部分が若干違いがあるわけですから、これは先ほども申し上げましたように、不法入国者数は不明であるために計上が困難である、それでまた、外国人登録を要しない短期の滞在者については時点を限つた数値がそれなりといふようなこともありますけれども、これはおつしやるよう、母数になる分母のところと、入つてくる者が、分子の部分が若干違いがあるわけですから、これは先ほども申し上げましたように、不法入国者数は不明であるために計上が困難である、それでまた、外国人登録を要しない短期の滞在者については時点を限つた数値がそれなりといふようなこともありますけれども、これはおつしやるよう、母数になる分母のところと、入つてくる者が、分子の部分が若干違いがあるわけですから、これは先ほども申し上げましたように、不法入国者数は不明であるために計上が困難である、それでまた、外国人登録を要しない短期の滞在者については時点を限つた数値がそれなりといふようなこともありますけれども、これはおつしやるよう、母数になる分母のところと、入つてくる者が、分子の部分が若干違いがあるわけですから、これは先ほども申し上げましたように、不法入国者数は不明であるために計上が困難である、それでまた、外国人登録を要しない短期の滞在者については時点を限つた数値がそれなりといふようなこともありますけれども、これはおつしやるよう、母数になる分母のところと、入つてくる者が、分子の部分が若干違いがあるわけですから、これは先ほども申し上げましたように、不法入国者数は不明であるために計上が困難である、それでまた、外国人登録を要しない短期の滞在者については時点を限つた数値がそれなりといふようなこともありますけれども、これはおつしやるよう、母数になる分母のところと、入つてくる者が、分子の部分が若干違いがあるわけですから、これは先ほども申し上げましたように、不法入国者数は不明であるために計上がりません。</p> <p>では次に、ほかの委員、この間も円委員、そしてようも千葉委員が聞かれたんですが、外国人の犯罪がふえているという立法事実についてです。</p>



条第二項に基づく検察庁とか警察署とかからの照会というのがございます。それ以外にも、例えば所得税法とか地方税法、そういう法律を根拠にしてそれぞれの関係の官庁からの求めがあるとき、さらにおいと申しますと弁護士法第二十三條の二第二項に基づく弁護士会からの照会、こういうものに対しましては開示を行つてまいりました。

○福島瑞穂君 法務大臣は、人道的に取り扱うべき問題については今までどおりということを不法滞在あるいは再入国拒否期間の伸長の問題に関しておっしゃいました。

ところで、大阪で、例えば日本人と結婚した超過滞在の外国人が特別在留許可の申請のため入管に出頭した場合、ほとんど身柄を拘束されてしまいます。例えば東京でも、日系女性と超過滞在のペルーカー人が結婚し、子供も生まれ、特別在留許可の申請中であったにもかかわらず、自宅から警察官によつて勾留をされました。理由は超過滞在以外にはなかつたと言われております。

このようなことが実は日常茶飯事に行われております。私たちが私たちなん勝手に言うのではありませんが、だからこそ不法滞在罪あるいは再入國拒否期間の伸長に関する新たな人権侵害が起きるのではないかと大変危惧をするわけです。

法務大臣の考える人道的取り扱いとは何を意味するのでしょうか。法務大臣、お願ひします。

○國務大臣(陣内孝雄君) これまで委員御指摘のようなことを申し上げましたが、その背景に考えられます一つは、婚姻の状態が安定して続いているとか、そういうことから人道的に配慮する必要があるというふうなのがケースの多くの場合だったと思います。

○福島瑞穂君 では逆に、大臣は現在そのようなことが行われていることについていかがお考えですか。

○國務大臣(陣内孝雄君) それぞれの事情を十分勘案しながら適正な手続がとられておる、私はそういうふうに判断しております。

○福島瑞穂君 結婚して特別在留許可申請、これ

はなかなか認められない、あるいは時間がかかります。身柄を拘束されることが起きていて、それで適切に行われているのでしょうか。ですから、じゃこの答えの裏に何があるのかなと思つたら、役所にとつて必要な手続きをしておりません。それぞれ個々の事情に応じた適切な手続を踏んでおるというふうに理解しております。

○福島瑞穂君 それでは逆に、現実に起きている問題について改善、あるいはこういう事案があるということで要請をしたいと思います。

先日、病院の中での治療義務を優先するのか、あるいは通報義務の方を優先するのかということで、今例えば労働基準監督署の場合も、労働災害からの救済が本来業務とされ守秘義務は優先されておりますし、かつての国会答弁では守秘義務の優先ということが言われております。前回は、守秘義務と病院の治療義務のことなどについて議論があつたときに、通報というふうにおっしゃつたのですが、これは守秘義務が優先されるべきではないかと思ひます。

になるでしようし、そういう必要がないようなケースということであればそれはやらないということだというふうに思つております。

○中村敦夫君 ですから、私がお聞きしたのは非常に具体的な場面ですね。その場合の必要なケースと必要じゃないケースというところはどういうふうに判断するんですか。

○政府委員(金重凱之君) ですから、いろいろこれはあります。例えば、現に捜査中の犯人を追つておつてとかいうようなことがあって、そういう疑いが強いというような可能性があつた場合に、その人の身分を確認したりというような必要がございまして、あるいは例えば北朝鮮の工作員みたいな者が今言うようなことで車でどこかに行つているというようなケースがもしあつたりというようなことがあれば、それはそれなりに提示してください、あるいは携帯ていなさいでかというふうに思つてます。

ただ、一般的に、そういうことではなくて、ただ単に車で買い物に近所にちょっと行きましたといふような、そういう必要性のないような場合にはその提示を求めたりというようなことは通常あり得ないだろうというふうに思つてます。

○中村敦夫君 法務省も前々から現場の警官が人権に配慮した弾力的運用をするように努力しているといふことですけれども、そうした細かいケースの運用のガイドラインというようなものはつくつていらないんでしょうか。

○政府委員(金重凱之君) ガイドラインというようなことのお話ではございますけれども、昭和六十二年と平成四年の二度の衆参両院の附帯決議の趣旨というのがござります。これも踏まえまして、私ども、この外国人登録証明書の常時携帯義務あるいは提示義務等に関する規定の運用に当たりましては、場所的条件とか時間的条件、あるいは被疑者の年齢や境遇、あるいは違反態様等を総合的に勘案して、それぞれのケースごとに可能な限り柔軟かつ常識的な対応をするようにというこ

とで一線を指導してきておるというようなことでございます。

○中村敦夫君 それでは入管局長にお伺いします。

四月二十日の千葉議員も、またきょうも質問が出たことでございますけれども、外登証の常時携帯は必要だと、その大きな理由に、入管法による掲発を行う場合の利便性ということを強調されていました。法務大臣は利便性と人権とどちらをとるかといつたら利便性をとるという驚くべき答えをいたいたわけですねけれども、しかし、これが本当かどうかということを大変疑つているわけです。

なぜかといいますと、私はこの前の質問で収容令書の発付状況のことをお聞きしたんですけども、そのお答えをいただきました。それで、収容には二つ種類があります、通常収容、要急収容と二つあります。要急収容のことです。要急収容のパーセンテージを聞いたことがあります。それで、発付率も一〇〇%だと。そのお答えが、〇・一%にも満たないというふうにお答えであります。大臣、どう思いますか、常時携帯。

○国務大臣(陣内孝雄君) 紛失に対する保管性ということであるが、おつしやるようなこともあらうかと思いますが、これはもともと本人であるかどうかを確認するために必要だということです。やはり携帯していただかなければ即時的に身分関係等が確認できないわけですので、これは保管していたのではちょっとぐあいが悪いんじやないか、こう思います。

○中村敦夫君 しかし、一生二十四時間携帯しているなきやいけないんですよ。そして、なくしちゃいけないと思うその恐怖感に何十万人の人間をいつまでも置いておくとということを人道的だとお考えでしようか。

○国務大臣(陣内孝雄君) これについてはたびたび御答弁申し上げましたけれども、過ぐる衆参両院の附帯決議においてその点の取り扱いについては十分配慮して、今おっしゃったように二十四時間携帯するという形式的なことを求めています。どうなんでしょうか。

○中村敦夫君 次に、登録原票の開示のあり方と

持つていらないなり、あるいは旅券を持っている。その期限を見ますれば、これは果たして合法的に滞在しているのかしていいのかというのは客観的にすぐわかるわけでございます。それで、それを踏まえて令書の請求を行つてあるということでございます。

○中村敦夫君 そうした非常にまれな、本当に何パーセントというような問題のために何十万人という外国人が常時携帯を義務づけられる

ことは理由にはならないと思うんです。何度も今まで申し上げましたけれども、常時携帯の圧迫感というんですか、そういうことを想像していただきたいんです。常識的に考えて、常時携帯をしているとのある場所にきちっと保管しておくと、そのお答えをいたいたわけですねけれども、そのお答えをいたいたわけですね。法務大臣は利便性と人権とどちらをとるかといつたら利便性をとるという驚くべき答えをいたいたわけです。これが本当かどうかということを大変疑つている

ただきたいんです。常識的に考えて、常時携帯をしているとのある場所にきちっと保管しておくと、そのお答えをいたいたわけですね。法務大臣は利便性と人権とどちらをとるかといつたら利便性をとるという驚くべき答えをいたいたわけです。これが本当かどうかということを大変疑つている

そこで、「國の機関又は地方公共団体」というものは具体的にどういう団体のことを想定しているんでしょうか。

○政府委員(竹中繁雄君) 改正法第四条の三第四項の「國の機関又は地方公共団体」で開示制度の利用が予想されるものとしましては、国民年金や国民健康保険の適用を受けることとなる者を抽出し、その適用対象者名簿を作成する社会保険行政機関、あるいは予防接種や各種検診の実施、老人福祉サービスについて本人に案内通知を行うためその対象者を調査する公衆衛生・社会福祉行政機関、あるいは就学年齢に達した児童の両親に対する就学通知等を行うため当該年齢に達した者を調査する教育行政機関、郵便配達業務の円滑かつ適正な遂行を図る目的で世帯名簿を作成する郵政機関、このようなものが考えられます。

○中村敦夫君 捜査機関とか公安調査とか、そういうものは入らないんですか。

○政府委員(竹中繁雄君) ちょっと舌足らずで申しけれりませんでしたが、先ほどの話はこの改正法第四条の三第四項の「國の機関又は地方公共団体」に関してはどういうのがあるのかという御質問と解釈して今のようにお答えしたわけでございました。

第四条の三の第一項では、「市町村の長は、次項から第五項までの規定又は他の法律の規定に基づく請求があつた場合を除き、登録原票を開示してはならない」、こういう規定がございます。そろここに、先ほど私が申し上げました刑事訴訟

法等に基づく警察その他からの資料要求が含まれているわけでございます。

○中村敦夫君 次に、指紋の問題をお聞きしたいんですけれども、今までためてきました指紋は、これは徐々に廃棄していくというふうにお答えいたいだいたと思うんですが、全部廃棄したというこの証明はどういう形でやられるんでしようか。

○政府委員(竹中繁雄君) 私どもの責任において廃棄したということなのでございますけれども、前回お答えしたとき若干舌足らずの面があつたものですから、ちょっと追加で御説明させていただきます。

前回私が話しましたマイクロフィルムに入れて云々というのは、平成五年中に新しい制度に移行した登録原票に関してはそういうことがございましたものですから、その削除に今非常に時間がかかっているというようなことを前回御報告したと思います。

それで、それ以外で、それ以降、平成六年度に新しい制度に移行した登録原票につきましては平成九年に回収しましたけれども、そのうち十六歳以上の永住者または特別永住者にかかる当該登録原票は約十二万六千票ございました。これについて、市区町村で指紋が抹消されていないものはすべて当局で抹消の上、マイクロフィルムに撮影いたしました。同じく平成七年度に新しく制度に移行した登録原票については平成十年に回収しましたが、このうち同じく十六歳以上の永住者または特別永住者にかかる当該登録原票は約十九万四千枚ございました。これについて、市区町村で指紋が抹消されていないものはすべて当局で抹消の上、マイクロ撮影いたしました。

なお、平成八年以降に切りかえた登録原票は市区町村に保存されていますが、今後計画的に回収する予定でございます。

○中村敦夫君 マイクロに収集したものは捨てないですか。それは保存するということなんですか。

○政府委員(竹中繁雄君) 当然破棄いたします。

○中村敦夫君 ですから、破棄したというこの辺のところの証明はどうなんでしょうか、第三者がチェックできるんでしようか。

○政府委員(竹中繁雄君) 私ども入管局登録課の人間が焼却場まで参りまして、焼くのを確認してまいっております。

○中村敦夫君 内輪でやるとこれは証明にならないわけですから、その辺のところはまた別の機会を設けて考えた方がいいんじゃないかと私は思います。

それから、再入国問題についてお伺いしますけれども、この提案理由の説明によりますと、再度退去強制事例の増大のためということなんですが、実際に統計的根拠があるんですか。

○政府委員(竹中繁雄君) 済みません、もう一度御質問いただけますでしょうか。

○中村敦夫君 再度退去強制事例の増大のため上陸拒否期間の延長を行うという言葉があるわけですけれども、増大しているのかどうかという数字的根拠はあるんでしょうか。

○政府委員(竹中繁雄君) 私どもが毎年、退去強制手続きをとつて本国に帰しておられますけれども、その際ビアリングを行つておりますが、過去にそ

ういう退去強制をされたことがあるかどうかといふことを聞いた上で確認しております。

その数字でござりますけれども、平成九年では、我々が退去強制した人間のうちで三千九百七十一名が過去にも退去強制されたことがあるといふことを言つておりますが、我々も確認しております。

一方におきまして、次の平成十年でござります。

○中村敦夫君 などとあります。

○中村敦夫君 その数字が四千五百三十五人というふうにふえております。これは平成十年中に退去強制をしまして、比率の面でも絶対数の面でもその数がふえ続けているということございます。

○中村敦夫君 たとえそのような事態がありましても、実際にまた不法人国してくるというケンス、つまり犯罪的な意図を持つていてる人間あるいはそうした種類のプロ、こうした人たちは偽造パスポートでどんどん入ってくるわけですから、再入国拒否期限を一年から五年に延ばすというただ決できないんじゃないかというふうに思われるんですけれども、いかがでしょうか。

○政府委員(竹中繁雄君) 退去強制された人間が再び戻つてくる場合にはどういう恰好で戻つてくるかといふことをしますけれども、おつしやるとおり、やっぱり正規のルートだと危ないので、では偽造バスポートで来ようという人間も確かにありますけれども、一方におきまして、正規のルートで再び入つてくる、しかも不法就労を目的として再び戻つてくるという人間の数もたくさんございます。

いずれにしましても、これは片一方だけを取り締まつてもだめなので、不法人国で入つてきた人間、それから合法的に入つたけれども不法残留した外国人とともに両方について手当てをしなきゃいかぬというふうに考えております。

○中村敦夫君 その問題の基本なんですが、この法律案の提案理由説明の中で「不法在留行為は、適正な出入国管理の実施を妨げているのみならず、我が国社会、経済、治安等に悪影響を及ぼしております」というふうに言い切つてゐるのですが、これはあくまでも適正な手続の上にそういうお互いのいいところをとり合つておられます。

○中村敦夫君 そうしたプラスの面を生かすといふ観点も法の中にきちっと整備していかないと、外国人すなわち悪人だという発想でこの法案のすべてがその方向に向かつていてるというふうに感じますので、ぜひもう少し二十一世紀の国際化という複雑な時代に適応できるような大修正を検討していただく、それをお願いして質問を終わります。

○中村敦夫君 入管局長にまず最初に伺いたいのですが、この数字が四千五百三十五人というふうにふえております。これは平成十年中に退去強制をしまして、比率の面でも絶対数の面でもその数がふえ続けているということございます。

○中村敦夫君 たとえそのような事態がありましても、要するに全部悪影響ということにはならないんです。

○國務大臣(陣内孝雄君) は、それから、実際に入つてきて、いろんな国の人間が来ますから、なかなか教育機関なんかでは用意できないような語学の教師だと、そういうことをやつていてる人たちたくさんの人が来ますから、そういう人たちが地域に住みついでいくことによって、ある意味では文化的紹介と

いうようなこと、日本人がそういうものに接する機会をつくっていくというような部分、非常に肯定的な部分もあるわけなんです。ですから、そうした問題を見ないでただ悪影響を及ぼすというふうに断定するのは、実質的な形というものは恐ろしく離れてるというふうに考えますが、法務大臣、どうでしょうか、そういう部分というの

認識されませんか。

○國務大臣(陣内孝雄君) 我が国に多くの方が来ていただく。そういう中で、今おっしゃいました文化、各方面にわたってお互いのいいところをとり合つておられます。

○中村敦夫君 そうしたプラスの面を生かすといふ観点も法の中にきちっと整備していかないと、外国人すなわち悪人だという発想でこの法案のすべてがその方向に向かつていてるというふうに感じますので、ぜひもう少し二十一世紀の国際化といふ観点も法の中にきちっと整備していかないと、

○中村敦夫君 う複雑な時代に適応できるような大修正を検討していただく、それをお願いして質問を終わります。

○橋本敦君 私からも引き続いでお尋ねをいたしました。入管局長にまず最初に伺いたいのですが、今回指紋押捺制度が廃止をされるということで、私たちも妥当な措置だと思っておりますが、これについては大変長い間いろいろな拒否運動、留保運動等

がございました。そういうた指紋押捺拒否に対してもいろいろな不利益処分が実際は行われたと思う

んですが、類型的に言つてどういうような対応策としての不利益処分がありましたか。

○政府委員(竹中繁雄君) 不利益処分と申しますか、指紋押捺制度があつた時点では、それに違反する者は当然法違反者でございまして、それに見合つた措置がとられたということだと思います。

○橋本敦君 その見合つた措置の概要はどういうもののか述べてほしいという質問なんですね。

○政府委員(竹中繁雄君) よく知られている例といたしましては、指紋押捺を拒否し再入国許可を受けないままに我が国を出国したことにより、既に付与されていた永住者としての法的地位が失効し、その後我が国に入国して長期間の在留を求めている、そういうケースがございます。

それから、指紋押捺を拒否した結果、在留期間が短縮されたことを不服としてその後の在留期間の更新許可の申請を行わず、その結果として長期間の不法残留に至つてゐる、そういうような外国人が二人確認されております。

○橋本敦君 今回は、指紋制度そのものが国の方針としても法律でも廃止されるわけですから、そ

ういった不利益処分については可能な限り権利回復の措置をとるということがあってよいと思うんです。その一番大きな問題として、特別永住者の資格の剥奪という問題について考えてみましょ

う。この問題については、参考人でお越しになつた崔さんの例が典型的なんですが、崔さんのお入国

不許可処分の取り消しに対する最高裁の九八年十一月四日の判決があることは御承知のとおりですね。そこで最高裁はどう言つておられるかということ

が一つは大事なんです。

本件不許可処分がなされた結果、上告人は協定永住資格を保持したまま留学を目的として米国へ渡航するなど、協定永住資格をその場合は失わ

ざるを得ない状況に陥つたものと言うことができるのであって、本件不許可処分によつて上告人、つまりこの場合は崔さんですが、受けた右の不利益は重大であるという最高裁の判示がある。その不利益は極めて重大であるという判示があること

は局長、御存じですね。

○政府委員(竹中繁雄君) はい、承知しております。

○橋本敦君 まことに不利益は重大なんですよ。

○政府委員(竹中繁雄君) 協定永住資格というのはある意味では日本に在住する水続的権利です。それが、指紋押捺をしない

ということによって、法務省の行政的判断で指紋押捺拒否を許さないという報復的な措置として、その間にまで行く、そういうことが問題の発端であつたわけです。

そういう措置自体は最高裁も極めて重大な不利益を本人に与えるということであるのですが、なぜ最高裁がこの処分を取り消さないで承認したかといいますと、最高裁は、その当時の状況として、指紋押捺を拒否する運動が全国的な広がりを見せ、指紋の押捺を留保する者が続出するという社会情勢のもとにあつて、出入国管理行政に少な

くらぬ弊害が生じていたと見られるのであり、そ

ういう方針で臨んだこと自体は首肯し得るところ

である、こう言つてゐる。これは当時の状況で

す。

ところが、今はそのような指紋押捺拒否運動ももう要らない、なくなつてゐる。そういう点

で、不許可処分を合理的だと今の時点で判断する

社会的状況はもうなくなつてゐるわけです。で

すから、そういう意味では、この判決はまさに今私

が指摘した状況のもとにおける判決であつて、権利回復をしてはならぬというようなことを言つて

いる判決では全然ないはずなんですね。

その点、局長はどうお考えになりますか。この

判決はそういう趣旨でしよう。

○政府委員(竹中繁雄君) 権利回復云々について

は、直接その判決が触れてはいないと思います。ちょっととわかりづらかったので、もう一遍言つてください。

○橋本敦君 逆に言えば、権利回復措置を日本政

府がとることはだめですよといったように読み取れる判決でないということです。触れていない

です。

○橋本敦君 そこで、話をえますが、大森委員からも指摘があつた人権規約との関係でいいますと、この国際人権規約第十二条の一項及び四項ですが、「何人も、自國に戻る権利を恣意的に奪われない。」

ということが書いてある。この「自國」というのは国籍国であるという解釈だというお話をあります。

なぜ永住資格を持つてゐる国は含まれない

んですか。

○政府委員(竹中繁雄君) 永住資格を持つてゐる者といえどもやはり外国人であることには変わりないわけでございまして、外国人である以上は日本人と違いまして自由に日本から出国しました戻つてくる、権利として戻つてくるということができない立場の人たちですから、先ほど言いましたよ

うな解釈になるわけございます。

○橋本敦君 ちょっとと自信のないような答弁です

ね。

日本で協定永住資格を持ち、長年日本に住み、

日本に住居を有し、日本で仕事を持ち、日本で家族がある。ところが、自分の国籍国にはそういう

ような生活条件というのはないし、日本にむしろ生活の本拠がある。そういう人が人権規約で言う

自己に戻る権利の「自國」というのは、生活の根拠も何もない。ただ国籍上あるその国籍国だよ

と。協定永住資格を持つてゐる、現に生活の根拠があるその国でないと、そんな解釈を勝手に

していいんですね。

○政府委員(竹中繁雄君) 委員御指摘の国際人権

これは国籍国だけではないということをはつきり解釈として言つております。

同時に、これは大森委員も指摘された一九九八年十一月十九日の規約人権委員会の勧告ですけれども、ここでどう言つていいかというと、当委員会は、「締約国に対し、「自國」という文言は、「自らの国籍国」とは同義ではないということを注意喚起する。」はつきりこう言つています。これはお読みになつたと思います。国際的な解釈は、まさにそこで言う「自國」というのは国籍国とだけ限定しちゃだめよ、そういうふうに解釈するに本当に人権を守るという立場から見て妥当性を欠くよ、この点を締約国に注意を喚起するということを明白に言つておるわけです。

○橋本敦君 こういう見解に對して積極的に検討する、そういう検討はやつたんですかやつていませんですか。

○政府委員(竹中繁雄君) 再入国許可の問題につきましては、当然、このB規約委員会の最終的見解が出た後検討をいたしましたけれども、先ほど私が申しましたような理由によつて、やはり特別永住者といえども再入国許可の制度は合理的であるという結論に達したということをございます。

○橋本敦君 その検討の判断結果というのは全く変わらないのか。そして、日本の第五回報告の提出は二〇〇二年十月と指定されていますが、変わらないのか。

○橋本敦君 那は、その検討の判断結果としての判断は間違いでですよ、そんなことを言つ資格

はありません、人権委員会のこの勧告で言う解釈は難民条約の解釈として間違いで、そういうことを人権委員会に報告するつもりですか。そんな

ことが国際的に通用しますか。国際人権規約の解釈を国際人権委員会で厳密に判断して、国際的な意見を集めてこういう判断をしている。日本がその判断は間違いでですよ、そんなことを言つ資格と

またそういうことを言う条件というのはあるんで

すか。もつと真剣に検討すべきじゃないですか。

○政府委員(竹中繁雄君) 委員御指摘の国際人権

B規約第十二条第四項に規定されている「自國」この点については、最高裁判例平成四年十一月

十六日においても、「自國」の解釈としては、戸籍といふような統一籍を備えていない国はともかくとして、我が国のように国籍・戸籍という統一籍を備えている国においては、「国籍国」を意味するものと解さざるを得ない」とされているところでございます。

○橋本敦君 それは法務省のどこで出したいつの結論ですか。

○政府委員(竹中繁雄君) 前から持つております。今でも持つておる結論でございます。

○橋本敦君 前から持つておつて今でも持つておるといつて、あなた、この勧告が出た後積極的に検討したんですか、そんなことで。

あなたは最高裁判例にもそうだということをおっしゃいましたが、その最高裁判例というのを、今私が指摘した九八年十月四日の判決のことですね。そうですね。

○政府委員(竹中繁雄君) 私が申しました判決は、平成四年十一月十六日の最高裁の判決です。○橋本敦君 ですから、ちょっと古いわけです。そこで考えてくださいよ。私が指摘した十月四日の判決、あなたが指摘した平成四年の判決、それより後に、去年の十一月十九日に規約人権委員会から日本政府に對して勧告が出されている、その勧告を言っているんです。

だから、最高裁はこの勧告が出されたということを判断資料としてもまた知識としても到底御存じないときの判断です。だから、国連規約人権委員会のこの勧告が出たということ自体は、最高裁判が判断をするに当たって重要な参考資料として検討される可能性があるんです。だから、この規約人権委員会の判断が出る以前の最高裁判決を持ってきて金科玉条のごとく言うことは、私は、国際的な条約やあるいは規約や人権問題の解釈については、それはもう守旧姿勢そのものであつて今日の情勢に適合しない、こう思います。

私は、この点について、私が指摘したことと踏まえて、指紋押捺をしなかつたために再入国不可処分によって協定永住資格を剥奪されたその問題については、それはもう守旧姿勢そのものであつて、そのものがなくていいのではないかという御意見をおっしゃっている。私はその意見に賛成する立場で申し上げているんです。

○橋本敦君 それと同じことが今私が指摘した人権委員会の

題については、こういう勧告もありますから、籍を備えている国においては、「国籍国」を意味するものと解さざるを得ない」とされてい

るかといいますと、「この法律に基づき、第一世代、第二世代の日本への永住者、日本に生活基盤のある外国人は、出国及び再入国の権利を剥奪されることは可能である。」可能性がある、そのとおりで、私は、この点の検討を今後法務省の中のための努力をしていきたい、このように考えております。

○國務大臣(陣内孝雄君) 特に指紋押捺を拒否して、ために再入国許可が得られなかつたことについて、私もどもとしては入管法の枠内で最大限の解決のための努力をしていきたい、このように考えております。

○橋本敦君 結論はどうなるか。最大限の努力、御検討の中に私が指摘したこと踏まえて、今日の国際社会に通用する方向での判断を法務省にしては導き出していただきこと必要だというよう

に言つておきたいと思います。

それで問題は、この問題の根源にあるのは出入

口管理及び難民認定法二十六条の問題なんです。この二十六条の存在 자체が、再入国の許可を得て出国した外国人にだけ在留資格が喪失することなくまた戻つてこられる、こういうことなんです。

この点について、当委員会に参考人としてお越

しになった田中宏先生がこの問題について、再入国許可制度は日本に在住される永住者については適用外とすべきだという御意見をおっしゃいました。その趣旨は、どう言っておられるかとい

うことと同時に、委員会としては、「締約国に対

し、日本で出生した韓国・朝鮮出身の人々のよう

な永住者に関して、出国前に再入国の許可を得る必要性をその法律から除去することを強く要請す

う政策によって剝奪されたんです。

だから、そういう意味で、「この規定は、規約

の問題について人権委員会勧告はどう言つていいかといいますと、「この法律に基づき、第一世代、第二世代の日本への永住者、日本に生活基盤のある外国人は、出国及び再入国の権利を剥奪されることは可能である。」可能性がある、そのとおりで、私は、この点の検討を今後法務省の中のための努力をしていきたい、このように考えております。

○橋本敦君 なかなか前向きに検討をするという

國許可制度と同様な制度を維持しているというふうに承知しております。

○橋本敦君 なつかな前向きに検討をするという

國許可制度と同様な制度を維持しているというふうに承知しております。

○橋本敦君 なつかな前向きに検討をするという

國許可制度と同様な制度を維持しているという

ふうに承知しております。

○橋本敦君 なつかな前向きに検討をするという

國許可制度と同様な制度を維持しているという

ふうに承知しております。

○橋本敦君 なつかな前向きに検討をするという

國許可制度と同様な制度を維持しているという

ふうに承知しております。

○橋本敦君 なつかな前向きに検討をするという

國許可制度と同様な制度を維持しているという

ふうに承知しております。

○橋本敦君 なつかな前向きに検討をするという

國許可制度と同様な制度を維持しているという

ラリア、そういうところでは永住者について再入國許可制度と同様な制度を維持しているというふうに承知しております。

○橋本敦君 なつかな前向きに検討をするという

國許可制度と同様な制度を維持しているという

ふうに承知しております。

○橋本敦君 なつかな前向きに検討をするという

國許可制度と同様な制度を維持しているという

ふうに承知しております。

○橋本敦君 なつかな前向きに検討をするという

國許可制度と同様な制度を維持しているという

ふうに承知しております。

○橋本敦君 なつかな前向きに検討をするという

國許可制度と同様な制度を維持しているという

ふうに承知しております。

○橋本敦君 なつかな前向きに検討をするという

國許可制度と同様な制度を維持しているという

可欠であると考えられます。

そこで、政府といたしましては、このような観

法的な滞在を認めるということをやつております。それから、そういう事情にないような場合は、私どもは一時庇護の制度というのもございま

すので、通常のやり方で難民申請をしてこられる

方については合法的なルートで対応ができるとい

う状況になつております。

○橋本教君 そこで幾つか問題があるんですが、

一つは、我が国の入管行政で難民条約はあるけれ

ども難民認定はなかなか容易にされないという問

題がよくあるんです。だから、その点は、難民申

請について難民の認定、人権擁護の観点から積極

的な検討をするということを二つは指摘してお

きたい。

それからもう一つは、先ほど刑事局長は、不法

滞在罪もしくは不法人国罪で起訴されて、その裁

判の途中で実は難民だということでこの条約の適

用を受けて難民としての処置をしてもらいたいと

いうことがあつた場合に、刑の免除という裁判所

の判決になるだらうということをおつしやいまし

た。

刑の免除ではなくして、刑罰を科すという公訴

の提起そのものがさかのぼつて効果を失うべき性

質のものじやないでしようか、もともと難民なん

ですか。公判の途中で難民だという申請があ

り、難民という認定がなされるということですか

ら、その場合は、刑の免除ではなくして、検察官

の方が公訴の取り消しという処置をするというこ

とが本来のすべきことではないかと私は思うんで

すが、どうなんですか。

○政府委員(松尾邦弘君) 一般的な形ではなかな

かお答えにくいと思いますが、ケース・バイ・

ケースだらうと思います。取り調べの対象者のい

るいろいろな事情で難民であるということがなかなか

言えなかつたような事情でも、これは希有な事例

だと思いますけれども、もしそんなことであれば

それはそれでまた尊重せざるを得ませんので、刑

事手続が始まつてゐるからといってそれを押し通

すということは手法からいつても適當ではないだ

ろうと思ひます。しかし、いかなる場合がそれに

当たるのかはケース・バイ・ケースでござります。

また、念のため申し上げておきますと、難民認定の手続きというのはかなり厳格などといいますか、要件もきちっと決められております。また、そういったことがあると同時に、今、橋本委員も御指摘のように、難民だという主張をするケースは比較的多くございます。しかし現実にはなかなかそれが認められるケースは少ないと思います。むしろ認められないケースの方が圧倒的に多いわけであります。その背景には、難民であるということを言うことによって在留期間を延ばしたいというような意図のもとに、実際には難民ではないにもかかわらずその主張をするというケースもありますので、そういう点について、難民認定の運用についてはやはりそういう観点からは慎重な運用が必要だということにならうかと思います。

○橋本教君 私が聞いてるのは、慎重にやられるのはいいが、慎重にやつた結果難民条約に基づく難民認定をすべきケースだということがわかつた場合は、刑の免除じゃなくて私は公訴の取り消しだったと思うのですがどうですかという質問なんですよ。そういうケース。

○政府委員(松尾邦弘君) 今、ケース・バイ・ケースとして申し上げましたが、事例としてはなかなか考へにくいケースではございますが、御指摘のようなことが証拠上きちつと認定されればあらうはそういうことになるうかと思います。

これから、機会を探してといふよりも積極的に、そういう国会での論議が現場の皆さん方にようく理解できるように努めていきたいと思います。

○橋本教君 よろしくお願ひします。

○委員長(荒木清寛君) 他に御発言もないようですが、大臣いかがでしょうか。

○國務大臣(陣内孝雄君) 仰せのとおりだと思います。

これから、機会を探してといふよりも積極的に、そういう国会での論議が現場の皆さん方にようく理解できるように努めていきたいと思います。

○橋本教君 よろしくお願ひします。

○委員長(荒木清寛君) 他に御発言もないようですが、両案に対する質疑は終局したものと認めます。

速記をとめてください。

〔速記中止〕

○委員長(荒木清寛君) 速記を起こしてください。

○委員長(荒木清寛君) 速記を起こしてください。

○委員長(荒木清寛君) 次に、司法制度改革審議会設置法案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。陣内法務大臣。

○國務大臣(陣内孝雄君) 司法制度改革審議会設置法案について、その趣旨を御説明いたします。

二十一世紀の我が国社会においては、社会の複雑多様化、国際化等に加え、規制緩和等の改革に

割はより一層重要なものになると考えられ、司法の機能を社会のニーズにこたえ得るように改革する

とともに、その充実強化を図っていくことが不

び入管局長がこういう答弁をなさつたということが地方の入管局や職員の皆さんにきちっと通達されおりませんと不安がいっぱいあるというのこれが多くの人の声です。

こういう問題について、きちっと地方の入管局その他にもそうした人道的運用をやるということについて何らかの示達なり通達なり研修なりをおやりいただいて、人権を守る入管行政をやっていくことなどをきちっと貫いていただく必要があるのではないか。そのことをお願いしたいんですが、大臣いかがでしょうか。

○橋本教君 その法律は、政令で定める施行の日から起算して二年を経過した日にその効力を失うこととしております。

なお、この法律は、政令で定める施行の日から起算して二年を経過した日にその効力を失うこととしております。

以上がこの法律案の趣旨であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いいたします。

○委員長(荒木清寛君) 次に、司法制度改革審議会設置法案の衆議院における修正部分について、修正案提出者衆議院議員山本幸三君から説明を聽取いたします。衆議院議員山本幸三君。

○委員長(荒木清寛君) 次に、司法制度改革審議会設置法案に対する衆議院における修正部分について、その趣旨を御説明いたします。

政府提出の本法律案は、第二条において、審議

会の所掌事務として、「審議会は、二十一世紀の

設置法案に対する衆議院における修正部分につい

て、その趣旨を御説明いたします。

政府提出の本法律案は、第二条において、審議

会の所掌事務として、「審議会は、二十一世紀の

ておりますが、衆議院においては、審議会の所掌事務をより明確にするため、「明らかにし」の下に「国民がより利用しやすい司法制度の実現、国民の司法制度への関与、法曹の在り方とその機能の充実強化その他」との文言を加える修正を行つたものであります。

以上が政府提出の本法律案に対する衆議院における修正部分の趣旨であります。

何とぞ本修正に御賛同くださいますようお願いいたします。

○委員長(荒木清寛君) 以上で趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明の聽取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることいたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後二時三十五分散会

五月七日本委員会に左の案件が付託された。

一、児童買春、児童ボルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の早期制定に

及び児童の保護等に関する法律の早期制定に

関する請願(第一五五五号)

一、子供の視点からの少年法改正等に関する請願(第一五五六号)

一、子供の性的搾取・虐待をなくすための立法措置に関する請願(第一五五八号)

一、子供の性的搾取・虐待をなくすための立法措置に関する請願(第一五五九号)

一、子供の視点からの少年法改正等に関する請願(第一五六〇号)

一、子供の性的搾取・虐待をなくすための立法措置に関する請願(第一五六一号)

一、子供の性的搾取・虐待をなくすための立法措置に関する請願(第一五六二号)

一、子供の性的搾取・虐待をなくすための立法措置に関する請願(第一五六三号)

一、子供の性的搾取・虐待をなくすための立法措置に関する請願(第一五六四号)

一、子供の性的搾取・虐待をなくすための立法措置に関する請願(第一五六五号)

一、子供の性的搾取・虐待をなくすための立法措置に関する請願(第一五六六号)

一、子供の性的搾取・虐待をなくすための立法措置に関する請願(第一五六七号)

一、子供の性的搾取・虐待をなくすための立法措置に関する請願(第一五六八号)

一、テロ事件再発防止に関する請願(第一五六九号)

一、子供の視点からの少年法改正等に関する請願(第一五六〇号)

一、裁判所速記官制度の維持、司法の充実・強化に関する請願(第一五六三号)

一、外国人登録法改正に関する請願(第一五六四号)

一、子供の性的搾取・虐待をなくすための立法

措置に関する請願(第一五六三号)

一、選択的夫婦別姓の導入など民法改正に関する請願(第一五六四号)

一、外国人登録法改正に関する請願(第一五六五号)

一、裁判所速記官制度の維持、司法の充実・強化に関する請願(第一五六六号)

一、裁判所速記官制度の維持、司法の充実・強化に関する請願(第一五六七号)

一、裁判所速記官制度の維持、司法の充実・強化に関する請願(第一五六八号)

一、裁判所速記官制度の維持、司法の充実・強化に関する請願(第一五六九号)

一、裁判所速記官制度の維持、司法の充実・強化に関する請願(第一五六一〇号)

一、裁判所速記官制度の維持、司法の充実・強化に関する請願(第一五六一一号)

一、裁判所速記官制度の維持、司法の充実・強化に関する請願(第一五六一二号)

一、裁判所速記官制度の維持、司法の充実・強化に関する請願(第一五六一三号)

一、裁判所速記官制度の維持、司法の充実・強化に関する請願(第一五六一四号)

一、裁判所速記官制度の維持、司法の充実・強化に関する請願(第一五六一五号)

一、裁判所速記官制度の維持、司法の充実・強化に関する請願(第一五六一六号)

一、裁判所速記官制度の維持、司法の充実・強化に関する請願(第一五六一七号)

一、裁判所速記官制度の維持、司法の充実・強化に関する請願(第一五六一八号)

一、裁判所速記官制度の維持、司法の充実・強化に関する請願(第一五六一九号)

一、裁判所速記官制度の維持、司法の充実・強化に関する請願(第一五六二〇号)

一、裁判所速記官制度の維持、司法の充実・強化に関する請願(第一五六二一号)

一、裁判所速記官制度の維持、司法の充実・強化に関する請願(第一五六二二号)

一、裁判所速記官制度の維持、司法の充実・強化に関する請願(第一五六二三号)

一、裁判所速記官制度の維持、司法の充実・強化に関する請願(第一五六二四号)

一、裁判所速記官制度の維持、司法の充実・強化に関する請願(第一五六二五号)

一、裁判所速記官制度の維持、司法の充実・強化に関する請願(第一五六二六号)

一、裁判所速記官制度の維持、司法の充実・強化に関する請願(第一五六二七号)

一、裁判所速記官制度の維持、司法の充実・強化に関する請願(第一五六二八号)

一、裁判所速記官制度の維持、司法の充実・強化に関する請願(第一五六二九号)

一、裁判所速記官制度の維持、司法の充実・強化に関する請願(第一五六三〇号)

一、裁判所速記官制度の維持、司法の充実・強化に関する請願(第一五六三一号)

一、裁判所速記官制度の維持、司法の充実・強化に関する請願(第一五六三二号)

一、裁判所速記官制度の維持、司法の充実・強化に関する請願(第一五六三三号)

一、裁判所速記官制度の維持、司法の充実・強化に関する請願(第一五六三四号)

一、裁判所速記官制度の維持、司法の充実・強化に関する請願(第一五六三五号)

一、裁判所速記官制度の維持、司法の充実・強化に関する請願(第一五六三六号)

請願者 東京都新宿区戸山一ノ八ノ一六

紹介議員 佐藤有希子 外九十九名

紹介議員 風間 起君

この請願の趣旨は、第一五三四号と同じである。

第一五九二号 平成十一年四月二十日受理

テロ事件再発防止に関する請願

請願者 長野県北佐久郡立科町大字芦田

紹介議員 小山 峰男君

三、五四七 寺島義幸

この請願の趣旨は、第一四五六号と同じである。

第一五五五号 平成十一年四月十六日受理

児童買春、児童ボルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の早期制定に関する請願

請願者 東京都千代田区永田町一ノ一一ノ

紹介議員 狩野 安君

この請願の趣旨は、第一五四五号と同じである。

第一五五六号 平成十一年四月十六日受理

子供の視点からの少年法改正等に関する請願(二通)

紹介議員 伊藤美奈 外三千九百九十九名

この請願の趣旨は、第七五九号と同じである。

第一六一八号 平成十一年四月二十日受理

子供の性的搾取・虐待をなくすための立法措置に関する請願

紹介議員 川村勇一 外百八十九名

この請願の趣旨は、第一五三四号と同じである。

第一六一九号 平成十一年四月二十日受理

子供の視点からの少年法改正等に関する請願

紹介議員 円 より子君

この請願の趣旨は、第七五九号と同じである。

第一六二〇号 平成十一年四月二十一日受理

子供の視点からの少年法改正等に関する請願

紹介議員 四九〇ノ三 佐藤英夫 外二千九

この請願の趣旨は、第七五九号と同じである。

第一五六八号 平成十一年四月十九日受理

子供の視点からの少年法改正等に関する請願

紹介議員 角田 義一君

この請願の趣旨は、第七五九号と同じである。

紹介議員 千葉 景子君

この請願の趣旨は、第七五九号と同じである。

第一六三一号 平成十一年四月二十一日受理

外国人登録法の抜本改正に関する請願

請願者 大阪市生野区桃谷五ノ一〇ノ二九

紹介議員 勝間芳江 外三千四百七十八名

この請願の趣旨は、第九〇四号と同じである。

第一六三二号 平成十一年四月二十一日受理

裁判所速記官制度の維持、司法の充実・強化に関する請願

請願者 東京都世田谷区等々力五ノ五ノ一

紹介議員 千葉 景子君

この請願の趣旨は、第九〇四号と同じである。

第一六三三号 平成十一年四月二十一日受理

裁判所速記官制度の維持、司法の充実・強化に関する請願

請願者 五ノ二〇一 川上和美 外千九百

紹介議員 九十九名

この請願の趣旨は、第一五三四号と同じである。

第一六三四号 平成十一年四月二十一日受理

子供の性的搾取・虐待をなくすための立法措置に関する請願

紹介議員 岡山市賞田三一五ノ二 服部洋子

この請願の趣旨は、第七五九号と同じである。

第一六三五号 平成十一年四月二十一日受理

子供の視点からの少年法改正等に関する請願

紹介議員 円 より子君

この請願の趣旨は、第七五九号と同じである。

第一六三六号 平成十一年四月二十一日受理

子供の性的搾取・虐待をなくすための立法措置に関する請願

紹介議員 一ノ三 枚持和雄 外千九百九十

この請願の趣旨は、第七五九号と同じである。

第一六三七号 平成十一年四月十九日受理

子供の性的搾取・虐待をなくすための立法措置に関する請願

紹介議員 仁多郡仁多町大字高田六〇

この請願の趣旨は、第七五九号と同じである。

第一六三六号 平成十一年四月二十二日受理  
子供の性的搾取・虐待をなくすための立法措置に関する請願

請願者 兵庫県芦屋市伊勢町一二二〇二七

佐治菊代 外百九十二名

紹介議員 福島 瑞穂君

渡邊シヅエ 外八十二名

千葉 景子君

和美 外千九百九十九名

板倉 千葉 景子君

岐阜市津島町三ノ九六ノ一

李直茂 外一百名

第一六四三号 平成十一年四月二十一日受理

選択的夫婦別姓の導入など民法改正に関する請願

神奈川県横須賀市田浦町四ノ五四

渡邊シヅエ 外八十二名

千葉 景子君

外千九百九十九名

板倉 千葉 景子君

岐阜市津島町三ノ九六ノ一

李直茂 外一百名

第一六四四号 平成十一年四月二十二日受理

子供の視点からの少年法改正等に関する請願

神奈川県横須賀市田浦町四ノ五四

渡邊シヅエ 外八十二名

千葉 景子君

外千九百九十九名

板倉 千葉 景子君

岐阜市津島町三ノ九六ノ一

李直茂 外一百名

第一六四五号 平成十一年四月二十二日受理

外国人登録法改正に関する請願

神奈川県横須賀市田浦町四ノ五四

渡邊シヅエ 外八十二名

千葉 景子君

外千九百九十九名

板倉 千葉 景子君

岐阜市津島町三ノ九六ノ一

李直茂 外一百名

この請願の趣旨は、第一五三四号と同じである。

第一六四三号 平成十一年四月二十一日受理

選択的夫婦別姓の導入など民法改正に関する請願

神奈川県横須賀市田浦町四ノ五四

渡邊シヅエ 外八十二名

千葉 景子君

外千九百九十九名

板倉 千葉 景子君

岐阜市津島町三ノ九六ノ一

李直茂 外一百名

第一六四四号 平成十一年四月二十二日受理

子供の視点からの少年法改正等に関する請願

神奈川県横須賀市田浦町四ノ五四

渡邊シヅエ 外八十二名

千葉 景子君

外千九百九十九名

板倉 千葉 景子君

岐阜市津島町三ノ九六ノ一

李直茂 外一百名

第一六四五号 平成十一年四月二十二日受理

外国人登録法改正に関する請願

神奈川県横須賀市田浦町四ノ五四

渡邊シヅエ 外八十二名

千葉 景子君

外千九百九十九名

板倉 千葉 景子君

岐阜市津島町三ノ九六ノ一

李直茂 外一百名

第一六四六号 平成十一年四月二十二日受理

裁判所速記官制度の維持、司法の充実・強化に関する請願

高知県南国市小籠七四八ノ二 松

紹介議員 千葉 景子君

外一千三百三十六名

井香代 外一千三百三十六名

紹介議員 千葉 景子君

この請願の趣旨は、第一六三三号と同じである。

五月十日本委員会に左の案件が付託された。

## 一、司法制度改革審議会設置法案

(小字は衆議院修正)

子供の性的搾取・虐待をなくすための立法措置に関する請願

兵庫県芦屋市伊勢町一二二〇二七

佐治菊代 外百九十二名

紹介議員 福島 瑞穂君

渡邊シヅエ 外八十二名

千葉 景子君

外千九百九十九名

板倉 千葉 景子君

岐阜市津島町三ノ九六ノ一

李直茂 外一百名

第一六四三号 平成十一年四月二十一日受理

選択的夫婦別姓の導入など民法改正に関する請願

神奈川県横須賀市田浦町四ノ五四

渡邊シヅエ 外八十二名

千葉 景子君

外千九百九十九名

板倉 千葉 景子君

岐阜市津島町三ノ九六ノ一

李直茂 外一百名

第一六四四号 平成十一年四月二十二日受理

子供の視点からの少年法改正等に関する請願

神奈川県横須賀市田浦町四ノ五四

渡邊シヅエ 外八十二名

千葉 景子君

外千九百九十九名

板倉 千葉 景子君

岐阜市津島町三ノ九六ノ一

李直茂 外一百名

第一六四五号 平成十一年四月二十二日受理

外国人登録法改正に関する請願

神奈川県横須賀市田浦町四ノ五四

渡邊シヅエ 外八十二名

千葉 景子君

外千九百九十九名

板倉 千葉 景子君

岐阜市津島町三ノ九六ノ一

李直茂 外一百名

員を罷免することができる。

委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

7 委員は、非常勤とする。

（会長）

2 会長は、会務を總理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（資料提出その他協力）

6 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関、最

高裁判所及び日本弁護士連合会に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

（組織）

2 審議会は、委員十三人以内で組織する。

（委員）

2 審議会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

（事務局）

2 審議会の事務を處理させるため、審議会に事務局を置く。

2 事務局に、事務局長(関係のある他の職を占めることのないときは、内閣は、同項の規定にかかるわざず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員を任命することができる)。

3 前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認が得られないときは、内閣は、直ちにその委員を罷免しなければならない。

3 所要の職員を置く。

（主任の大臣）

3 事務局長は、会長の命を受けて、局務を掌理する。

（政令への委任）

第八条 審議会に係る事項については、内閣法（昭和二十二年法律第五号）にいう主任の大

臣は、内閣総理大臣とする。

（政令での罷免）

5 内閣は、委員が心身の故障のため職務の執行

ができないと認めるとき、又は委員に職務上の

義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、両議院の同意を得て、その委

員を罷免することができる。

えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第四条第一項中両議院の同意を得ることに関する部分は、公布の日から施行する。

四年法律第二百五十二号の一部を次のように改定する。

（特別職の職員の給与に関する法律の一  
般規定）

2 特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十  
四年法律第二百五十二号）の一部を次のように改定する。

（附則）

第一 条 この法律は、公布の日から起算して三月を超える



平成十一年五月二十六日印刷

平成十一年五月二十七日發行

參議院事務局

印刷者

大藏省印刷局

D